

令和5年第3回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月12日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	瀬川清泰	会計管理者	川口直紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、一般質問を行います。

10番 今枝和子さんの発言を許します。

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

皆様、おはようございます。

今日は手話に関係した質問をさせていただきますので、ほんの一言だけですが手話で挨拶させていただきますました。

それでは、通告に従いまして、大きく3点質問をさせていただきます。

まず初めに、障がいがある方々への情報提供、意思疎通のバリアフリーの充実についてお尋ねいたします。

本年3月、私は聴覚障害者協会の定期総会に初めて参加させていただきました。そのとき感じたことを2点お話しさせていただきます。

まず1点目、私はこの定期総会で挨拶をさせていただいたのですが、そのとき参加されている方の協会の皆さんの視線は、私と私のお隣のほうの方を行ったり来たりしておりました。私のお隣は手話通訳の方だったのです。当然ながら、その方がいなければ、私の話は何一つ皆様には届いていませんでした。でも、その当然が実際に会場に着くまで全く気づかず、普通に挨拶申し上げようとしていた自分の認識不足を恥ずかしく思いました。

2点目、総会も終わりに近づいた頃、同じく参加されていた健常者の方から「お疲れさまでした」という手話を教えていただきました。そして、総会終了後、私は協会の皆様お一人お一人にお疲れさまでしたと話しかけました。すると、手話をした瞬間に、マスク越しではありますが、皆さん何とも言えないうれしそうな笑みを見せてくださったのです。その瞳はとても柔らかく、温かいものがあふれ出ている、私は胸がとても熱くなりました。私はこれまで、「一人の人を大切に」をモットーに議員活動に取り組んできたつもりでしたが、お一人お一人に寄り添うという本質を改めて見詰め直すことになりました。

バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障がいになっているバリアをなくすことです。私たちが暮らす社会には多様な人々がありますが、これまで多数を占める人に合わせて社会がつくられてきました。多数を占める人たちにとっては不便でも何でもないことが、少数の人たちにとっては不便さや困難さを生むバリアとして存在しています。

例えば日本で身体障がい、精神障がい、知的障がいのある人は総人口の僅か7%で、15人に1人です。障がいのない人が多数を占めています。そのため、障がいのない人に合わせた社会は障がいがある人にとっては生活しにくい環境があり、困り事を生むバリアとなっています。

一方で、私たちの周りには、ハード面でのバリアフリー化は様々な場面で広がってきました。しかし、バリアフリーの設備が幾ら整備されていても、障がいのある人に対する無関心や誤解、何げなく行っている行動や発言などで無意識にバリアをつくってしまうことがあります。

例えば、点字ブロックがあることに無関心で、その上に無意識に立ったり物を置いたりすることで、視覚に障がいがある人にバリアをつくっています。また、聴覚に障がいのある方が地域での行事や祭り事などで交流を図ってみたいと思っても、なかなか近所で手話ができる人がいなくて諦めてしまうということも実際にはあるようです。

また、コロナも今は5類となりましたが、それ以前、発熱時にはまずは発熱外来に電話をし、確認後に病院に行くという流れでした。しかし、聴覚に障がいのある方は、この事前の電話ができませんでした。

これらはほんの一例で、当事者の方々にお話を伺えば、私たちが気づかないバリアが社会にはまだまだたくさんあります。障がいのある方々との地域共生社会の実現に向けては、ハード面のバリアフリー化は言うまでもなく、バリアを感じている人の身になって考え、行動、配慮ができる私たち一人一人の心のバリアフリーがとても大切であると実感しています。

そして、この心のバリアフリーを本巢市内の隅々にまで広げていけたなら、障がいの有無に関わらず、全ての人と人が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら暮らすことができる優しい社会になるのではないのでしょうか。

そこで、市長さんにお尋ねいたします。

障がいがある方々との地域共生社会に向けて、どんなまちづくりを思い描いておみえでしょうか、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中、障がい福祉のニーズはますます複雑・多様化しており、全ての障がい者が地域で安心して生活できるまちづくりが求められております。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人

もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められております。

こうした中、本市では障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年3月に第4期本巢市障がい者計画、第6期本巢市障がい福祉計画及び第2期本巢市障がい児福祉計画を策定しており、計画の基本理念である「心がかよいいあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち」の実現の下、障がい者の地域生活を支援するため、サービス基盤整備等に係る成果目標の設定、また各種福祉サービスの必要量の見込み、その提供体制の確保など様々な方策につきまして定めており、障がい者の自立と社会参加の支援等の充実に努めているところでございます。

地域共生社会の実現に向けましては相談支援、また社会とのつながりや参加の支援、地域やコミュニティにおけるケア、支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する包括支援体制の取組が必要であり、そのためには障がい者の相談支援専門機関などの多機関・多職種連携による個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的かつ重層的な支援体制の構築が重要であることから、来年度の庁舎統合の折には、現在、市が設置する障がい者のための基幹相談支援センターをはじめとする子ども家庭総合支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センターなどの相談支援専門機関を一体化し、ワンストップ窓口化することを計画しているところでございます。

いずれにいたしましても、地域共生社会の実現に向け、引き続き障がいの有無に関わらず、全ての市民誰もが支援の受け手や支え手という関係性を超え、共に暮らし共に支え合う地域で安全で安心してくらししていけるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

新庁舎建設の折に、様々ある相談支援センターを一本化してワンストップでの窓口を開設していただけたということでした。

先ほども申し上げましたように、社会には当事者でないと分からないバリアがまだまだたくさんあります。誰もが気軽に相談できて、少しでも暮らしの障壁が取り除かれる社会になることを願います。

では次に、手話言語条例・情報コミュニケーション条例についてお尋ねをいたします。

手話言語条例の目的は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築を行うというものです。

また、情報コミュニケーション条例は、個人個人の障がいの特性に応じたコミュニケーションの環境整備により情報提供や意思疎通のバリアをなくし、障がいのある人もない人も地域で安心して生活ができる社会を実現するということが目的です。

手話は、聴覚に障がいのある方にとっての言語です。分かりやすく言えば、日本人なら日本語で、

アメリカ人なら英語で、フランス人ならフランス語で会話や勉強をするように、聴覚に障がいのある方にとっては手話が第一言語なのです。しかし、多くの聾学校では、ほんの十数年前まで手話の使用が禁止されておりました。20世紀のはじめ、「口話」といって口の形から言葉を読み取り、またその口の形をまねることで言葉を発するというコミュニケーションがアメリカから上陸、そして聾教育の主流となり、手話はその口話の習得を妨げるものと禁止された歴史があります。そうした中ではありますが、2006年に国連の障害者権利条約において手話も言語であると明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

続いて、日本でも2011年に障害者基本法が改正され、手話が言語に含まれると規定されました。2011年といえば、まだまだ最近です。この事実を知ったとき、本当に長い長い年月、つらい思い、不自由な日常を送られていたんだということに私は驚愕をいたしました。

その後、ろうあ連盟は、手話言語が使いやすい社会を目指し、国に手話言語法の制定を要望しています。これには全国全ての議会が手話言語法の制定を求める意見書というものを採択しております。本巢市においては、2014年9月定例会にて採択しています。また、秋篠宮佳子様の手話を交えての御挨拶が話題になるなど、手話は近年、関心が高まっています。

そして、今、全国の自治体では、日常生活や職場などで手話言語が保障されることは、聾者が社会で安心して自由に生きられることにつながると、手話言語条例を制定する動きが広がっています。また、手話言語条例は聴覚に障がいのある方のみを対象としていることから、様々な障がいの特性に応じることになる情報コミュニケーション条例も同時に制定することが広がりつつあります。

ここで制定状況を申し上げますと、本年5月16日現在で手話言語条例は全国で489の自治体が、情報コミュニケーション条例では106の自治体が制定しております。中には手話言語・情報コミュニケーション条例とし、それぞれの情報を一つにしているところもございます。制定した自治体からの報告には、「条例が地域に与えた波及は想像以上に表れていて、様々な人々が自主的に動き始め地域が変わろうとしている」「全ての人に優しいまちづくりのきっかけになろうとしている」「手話検定試験への応募者が増えている」などとありました。

地域に外国人がいれば、英語で話しかけてみようかなと思うように、聴覚に障がいの方がいらっしゃれば、手話で話しかけてみようと思えるような、そんな社会の環境づくりが何より大切であると思います。手話を誰もが身近に感じられる社会になることを願います。

そこでお尋ねいたします。

本巢市において手話言語が保障され、聴覚に障がいのある方が社会で安心して自由に生きられることにつながる手話言語条例、さらには聴覚以外の視覚障がいなど、その他様々な障がいの特性に応じる情報コミュニケーション条例制定への御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

議員が申されるように、手話は明治時代から平成に至るまでの長い間、言語としては認められておらず、手話の使用が制限された時代もあり、聴覚障がい者である聾者は、聾者の言葉でもある手話そのものが差別を受けてきたという歴史を持っています。

しかしながら、近年になり平成18年12月の国際連合総会におきまして、手話が言語であることが世界的に認められた障害者の権利に関する条約が採択され、それを受けた国は平成23年8月に改正された障害者基本法で「手話言語は音声言語と対等な言語」とであると明記し、その後、岐阜県は平成30年3月に岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を新たに制定し、手話は言語であるという認識が県民に広く普及されるよう、県民の理解の促進、県政情報の意思疎通手段による発信などを進めていくことが明記されております。

一方、県内市町村の現状といたしましては、羽島市、山根市の2市が手話言語条例を制定しておりますが、本市におきまして現在のところ手話言語条例や情報コミュニケーション条例の制定はございません。

今後につきましては、今年度、第7期本巣市障がい福祉計画と第3期本巣市障がい児福祉計画の策定を計画しており、障がいを持つ当事者への障がい福祉に関するアンケート調査を実施してまいりますので、その調査結果を参考にしながら、手話言語条例や情報コミュニケーション条例の制定につきまして検討してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

障がい者福祉計画の作成に当たったアンケート調査をされ、それを踏まえて検討ということですが、そのアンケート調査とはどのような趣旨で行われるのか、また対象者や実施方法、実施時期など、再質問でお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問につきましてお答えをさせていただきます。

第7期本巣市障がい福祉計画と第3期本巣市障がい者福祉計画の策定に伴うアンケート実施の流れにつきましては、本年9月から実施をさせていただいて、10月に集計を行う計画となっております。

趣旨といたしましては、障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを基にして今後の福祉の在り方を考えるためでございます。対象者につきましては本市に居住する障害者

手帳、3障がいがありますが、それぞれの所持者の割合によって無作為に対象としてアンケート調査を行っていきます。

具体的に申し上げますと、身体障害者手帳の所持者につきましては、聴覚障害者手帳を所持する者も含みまして100人程度、療育手帳所持者は約20名、精神保健福祉手帳所持者は約30名を予定しております。その後、11月からはアンケート調査を反映させた計画の策定に取り組んでまいります。パブリックコメントを経て最終的には2月に策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

趣旨としては、障がい者福祉政策の意向というアンケートということだということでした、私、これは逆だと思うんです。先ほども申し上げましたように、多数を合わせた社会であるからこそ、少数の方が困っていらっしゃる。この条例によって変わるのは、多数のほうの意識なんですね。だから、少数の方が何を困っていらっしゃるかということも必要なんです。まず共生社会をつくり上げていくには多数のほうはどう変わるか、そのきっかけとなるのが、この情報であるというふうに私は捉えております。

また、既に手話言語条例を制定された自治体では、制定をきっかけに聴覚に障がいのある方の困難さや支援の仕方などを分かりやすい動画で配信をしたり手話講座を開設するなど、理解促進に向け啓発活動が活発に行われております。

先ほど部長さんもおっしゃられましたように、岐阜県では平成30年に、この条例を制定・施行しております。県がその方向性を示しているからこそ、我が本巣市においても意識啓発、環境整備の一步前進を大きく願うところでございます。誰一人取り残さない社会を構築するために、ぜひ本気で一人一人に寄り添う優しいまちづくりをお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

3月末に文部科学省から発表されましたCOCOLOプランを受けての本市における不登校支援の推進についてをお尋ねいたします。

長引く新型コロナウイルスの影響等が、その背景として指摘されておりますが、小・中・高等学校の不登校の児童・生徒が急増し、2021年度の不登校の小・中・高生は過去最高の約30万人となりました。そんな中、文部科学省は本年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していこうとCOCOLOプランを発表しました。資料を添付いたしましたので御覧ください。

不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、以下の3つの柱を掲げています。

1つ目、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整

える。

2つ目、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。

3つ目、学校の雰囲気を見える化し、安心して学べる場所にするの3つです。

そして、今すぐできる取組から速やかに実行するとし、全国の自治体や教育委員会での積極的な取組を求めています。

そこで、本巢市における現状や今後の取組について細かく4点お尋ねをいたします。

まず1点目、不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要であると考えます。我が子が不登校になった責任を感じて自らを責めてしまうケースや、誰にも相談できずに孤立してしまう場合があるといえます。そのような保護者の支援となるNPO法人の親の会というものも全国各地に存在はしているようです。

この親の会は、不登校の子どもを持つ保護者、親の会を卒業した人、退職教員や現任教員という不登校の子どもを持つ保護者に寄り添える人、共感できる人で構成されていますが、全ての市町村に存在するわけではなく、地域によって状況が様々です。今回のCOCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援すると明記されております。

そこで、本巢市においても、不登校の子どもの保護者が自由に参加でき、保護者同士の話合いの場ともなる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣するなどして不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、COCOLOプランを受けての今後の取組についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

不登校の子どもを持つ保護者支援の今後の取組についてお答えします。

不登校児童・生徒の状況は、近年ますます多様化・複雑化しており、より個に応じた対応が求められています。不登校支援の目的は、その一人一人の児童・生徒が将来幸せな人生を送ることができるよう社会的自立に向けて支援することであり、学校に行くという結果のみを求めるものではありません。大切なことは、児童・生徒が心を閉ざし引き籠もってしまう状況をつくらず、どこかで人とつながり人との関わりの中で学びや育ちの機会をつくることです。

これは保護者にも言えることです。子どもが学校に行けない状況になった場合、このまま長期化したらどうしよう、勉強や進路はどうなるんだろう、自分の育て方が悪かったのではなど、保護者も非常に苦しい気持ちになり、社会から孤立していると感じてしまうことがあります。そうした状況を考えると、保護者自身が負のスパイラルから抜け出すためにも、カウンセリングや相談を通して少しでも心の整理をつけたり先を見通したりできる支援は大変重要となります。

本巢市では、これらのことを踏まえ、不登校児童・生徒の一人一人の状況を受け止め、保護者支

援として次のような対応を行ってまいりました。

1点目は、全小・中学校に教育相談員を配置し、全校体制で不登校児童・生徒の相談室での支援だけでなく、保護者の相談やサポートを行っています。

2点目は、スクールカウンセラーによる不登校児童・生徒及びその保護者のカウンセリングや、スクールソーシャルワーカー、福祉部局、医療機関等が加わったケース会を開催し、保護者の役割を明確にした支援を行っています。

3点目は、適応指導教室「たんぽぽ」において来室する児童・生徒や保護者の話をじっくり聞いて、心を解きほぐす教育相談を行っています。昨年度は、37件の相談に教育相談総括指導員が対応しています。

4点目は、本巢の学び舎において、不登校児童・生徒が学習、体験活動を行っている間に、保護者の不安や悩みをじっくり聞く体制も整えています。昨年度は、精神的にかなりつらい状況にあり、体調不良にもなってみえた保護者の方の話を聞き、福祉部局の対応につなぐこともできました。

5点目は、保護者のニーズに応じて不登校児童・生徒を持つ保護者が集まり、不登校の原因や状況等、同じ悩みを持つ保護者同士が思いを共有し、少しでも改善に向けて話し合う場をつくってきました。

今後は、こうした学校や適応指導教室とつながって相談できている保護者だけでなく、誰にも相談できず苦しんでみえる保護者に対しての支援が必要になってくると考えます。そのため、こうした状況にある保護者同士が顔見知りになり思いを語り合う親の会を意図的に開催するなど、お互いに共感し情報の交換ができる居場所をつくることを検討していきます。

親としてどうしていいかわからないという保護者がこうした会に参加し、思いを語ることにより心が少し軽くなり、先が見通せたと思える工夫を行っています。支援の手が全ての保護者に届くよう、より有効なネットワークづくりを構築してまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

もう既に大きく5つに分けて手厚い支援をしていただいているということで、本当にありがたいと思います。さらには、今まで手の届かなかった方のために親の会を開催していただけるということで、子育てされた方皆さん感じていると思うんですが、親の精神状態が全て子どもに反映していきますので、親が絶えず豊かな心でいられるような環境づくりをこれからもよろしく願いいたします。

それでは、2点目に移ります。

元文科省視学官で不登校の子どもらへの支援に詳しい亀田徹氏は、大切なのは不登校の原因を探ることよりも、子どもの今のままと認めること、だからこそ子どもに合わせた柔軟な学び方や学び

の場を用意することが重要だと語っておみえです。

不登校の児童・生徒は一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために多様な学びの場の確保や指導体制を整備する必要があると思います。COCOLOプランでは、校内教育支援センター、「スペシャルサポートルーム」と名づけておりますが、その設置・促進とありました。

そこで、教室に行きづらくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等を市内の全ての小・中学校に設置する必要があると思いますが、現在の設置状況と今後の取組についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

スペシャルサポートルーム等の現在の設置状況と今後の取組についてお答えします。

不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに落ち着いた空間で学習できる環境を設置することは大変重要です。スペシャルサポートルームは、学校には行けるけれど、教室には入れない子どもを対象にした学校内フリースクールの役割を担うこととなります。

本巣市では、かねてより全ての学校内に相談室を設置し、そこで児童・生徒の相談、支援を行う教育相談員を配置しております。相談室は教室から離れたところに位置づけ、児童・生徒が安心して過ごせるよう、掲示物や採光、机や椅子の配置なども工夫しています。

また、児童・生徒の自己決定を大切に、相談員が中心となって担任等と連携を取りながら個に応じた支援を行っており、校内の居場所となるよう努めています。学校によっては管理職も入って親子面談を実施し、本人の意思確認や保護者の願いを共有して教員がローテーションしながら授業や個別学習を行うなど、既にスペシャルサポートルームの役割を果たしている学校もあります。

今後は、県内のスペシャルサポートルームの実践から得た具体的な支援方法や好事例を収集し、国が進めるスペシャルサポートルームの設置及び指導員の配置を検討してまいります。

さらに、相談室を教室に入りづらい児童・生徒の一時的な居場所、特別な場所という位置づけにとどまらず、身につけさせたい目標を設定し、継続的に学習できるスペシャルサポートルームとしての体制整備も視野に入れ、本巣市版校内教育支援センターをつかっていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございます。

政府が発表する前に全ての学校に相談室を設置されているということで、今後さらにそれをバージョンアップしていただけるようによろしく願いいたします。

次に、3点目です。

学校は、様々な学びを得られる場所ではありますが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて学びたいと思ったときに多様な学びにつながるができるようにと、COCOLOプランでは学校での授業を自宅や校内のスペシャルサポートルーム、校外の教育支援センターに配信をし、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記しています。

そこで、本巢市においても授業を配信し、オンライン指導できる指導体制が必要だと思いますが、その現状と今後の取組についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

オンラインによる指導体制の現状と今後の取組についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、GIGAスクール構想で示された学習環境の整備は加速し、児童・生徒1人1台タブレット端末を活用し、学びを止めないオンライン授業の実践も行われるようになりました。このことにより、学校に行けなくても授業に参加しやすい仕組みが出来上がり、不登校児童・生徒にとっては学びの選択肢が増えてきている状況です。

本巢市の学校の中には、不登校であった生徒がオンラインで教室とつながり、授業で自分の意見を発言するといった挑戦もあり、その後、学校復帰できたという好事例が複数ありました。こうしたオンライン授業は、離れていたとしても先生や仲間とつながるきっかけとなる大変有効な支援と言えます。

現在、市内で、不登校であってもタブレット端末を用いて教室で行われている授業に常時オンラインで参加している生徒もおります。その生徒は、家庭にしながらタブレット端末を通して朝の会からオンライン授業で参加し、教室で行われている授業を視聴し学習に参加しています。オンラインでの授業を行うに当たっては、担任が家庭訪問をして教材やプリントを届けているため、生徒と先生が顔を合わせて話すよい機会にもなっています。遠足など行事の話合いなどもオンラインで交流し、その生徒が参加できるよう促しています。

また、本巢の学び舎に通室している生徒が、学び舎と学校をつなぎ、オンラインで授業に参加することもありました。担任の教員が簡単な質問をその生徒に投げかけ、オンラインで答えるという場面も意図的につくり、学校に復帰したいと思うエネルギーにつながった事例もあります。

今後は、さらに安定して学校と自宅をつなぎ、相談室と教室をつなぎ、本巢の学び舎と教室をつなぐためにネットワーク環境の整備を進めてまいります。オンライン授業を不登校児童・生徒の学びの方法の一つとして定着させ、学ぶ喜びや仲間と関わる楽しさを味わい、学校復帰や社会的自立に向けて自ら歩み出す力につなげてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

既に好事例もあるということで、今後さらによろしく願いいたします。

4点目、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の多様な学びの場は拡大しておりますが、そういった場での学びが学業成果として評価されないために内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。COCOLOプランでは、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでもオンライン指導やテスト等も受けられ、その学びの成果が成績に反映されるようにすると明記されました。

そこで、今回のCOCOLOプランで示されたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、本巢市においても自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センターでの学びを確実に学校での成績に反映させることが重要であると思いますが、市内中学校における現在の状況と今後の取組についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

オンライン指導やテスト等による学習成果の成績への反映の現在の状況と今後の取組についてお答えします。

1人1台端末により、教室で授業が受けられない場合であっても、自宅等で教室から配信された授業を受けることができ、学習の遅れを取り戻すことが期待できます。また、それが成績に反映されたり高校進学支援につながっていく一助になると感じています。

現在、本巢市内では、昨年度途中より、こうしたオンラインで授業に自宅から参加したり定期テストを受けたりしている生徒がいます。学校がこの生徒に対して、オンラインであっても授業に参加する意欲を評価し、ノートや作品の提出、テスト等で知識・技能や思考力・判断力・表現力を評価しています。

また、1人1台配付されているタブレット端末にもeラーニングといった家庭で学習できるソフトも入っており、自学自習できるようになっています。こうしたソフトでの学習の様子やオンライン授業での生徒の様子、提出物などから、学習している内容が適切と学校長が判断できる場合は、先ほどの生徒のように評価の結果を通知表に反映させることも可能です。学校は不登校傾向の生徒に対し、様々な方法で高校進学を支援をしようとしています。

今後は、こうした個に応じたサポートの実践を全ての学校で共有し、ワークブックやプリント、ノートへの記述等、自宅等での学習の成果物から得られる情報とオンラインや家庭訪問等で生徒と直接やり取りして得られる情報とを適切に組み合わせた指導計画を立案し、実践し、学習評価の方法を校内で共通理解していくよう指導してまいります。

また、進学先となる高等学校や専門学校についても、テストや、観点別学習状況の評定のみで合否を決めるのではなく、中学校と高等学校の連携を深め、多様な視点で子どもたちを適切に評価できる仕組みになるよう働きかけてまいります。

不登校の子どもたちが高校入試の際に、どこか入れるところを探さなければいけないという進路選択ではなく、自分を生かせる、自分に合った進路を考えて決めようといったスタンスで、前向きで世界を広げる進路選択ができるよう、できる限りの支援を行ってまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今の教育長のお話を不登校の子が聞いたら、とても希望あふれる未来が見えているのではないかなあというふうに感じました。

長い人生の中で、小・中時代というのはほんの1か所の通過点であります。その通過点でのつまずきが長い将来にわたって影響していくということは、極力避けられるような社会をつくっていったらなあというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

次に、奨学金返済支援についてお尋ねいたします。

本巢市の人口は2015年頃から減少しています。2010年には約3万5,000人だったのが、10年後、2020年には約3万3,000人と、この10年間に2,000人も減少をしております。国と同様、本巢市においても人口減少は大きな課題であると認識する中、少子化対策として出産支援や子育て支援など国の施策と連動しながら、また今回の補正予算には市独自の子育て支援も盛り込まれるなど、様々な対策をさせていただいております。これら子育て世帯への支援により、多くの赤ちゃんの誕生を期待するものではありませんが、私は未婚の若い世代への支援も少子化対策としては必要であると考えます。

厚生労働省は今日2日、2022年の人口動態統計を公表いたしました。一人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率は2005年の過去最低と並ぶ1.26で、17年ぶりの低水準となりました。年間出生数は77万747人で、統計開始以来、初めて80万人を割り込む結果となりました。

また、婚姻率、結婚する率も、コロナの影響があったとはいえ低迷が続いています。婚姻件数は、1970年代前半、これは第2次ベビーブームの頃に相当しますが、このときは全国で年間100万組を超えていました。それが昨年度、2022年度では約52万組と、ほぼ半分までに減少しています。結婚する人が半分以上も大幅に減少しているのですから、生まれてくる赤ちゃんが少なくなるのも当然です。ここの根本的な対策が必要であると私は思います。

そして、その婚姻数、結婚する数の減少の大きな理由の一つに経済的な不安が上げられています。大学を出て社会人となっても、生活費、家賃、そして奨学金の返済と、なかなか貯蓄までのゆとり

がなく将来が不安である。結婚資金もなく、結婚はしたくてもそれどころじゃないという若者の声は私もよくお聞きします。

また、先ほど、この10年間で2,000人も人口減少だったと述べましたが、減少比が一番多いのは生産年齢人口だそうです。生産年齢人口の減少は、労働力不足や経済規模の縮小、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機など課題が深刻化することとなります。私は、この婚姻の減少と生産人口の減少、両者の解決策として奨学金返済支援が有効であると考えます。

市内の事業所にIターン・Uターン就職など一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を支援するというものです。この自治体の返還支援制度は、市の負担額を特別交付税措置の対象とするなど、2015年から国による財政支援としてスタートしました。

そして、3年前の2020年6月からは、国が支援する範囲が市の負担額の2分の1から全額までに、これは上限はありますが、全額というまでに拡大をされました。国は、自治体の取組を力強く後押ししております。ぜひ活用していただきたいと思います。

22年6月現在で36都府県615市町村が実施をしており、利用者も15年度から21年度の累計で3万人を超えました。岐阜県においては、県と7市町村が取り組んでおります。全国の中では、特に自治体が求める職種、例えば医療・介護関係であるとか、保育士であるとか、その地域地域で人材確保が難しい職種には支援額を上乗せしているところもございます。いずれにいたしましても、経済的に負担となっている奨学金返済の支援をすることで、少しでも多くの若い人たちが本巣市での就職を希望して転入、そして数年後には貯金もでき、夢を持って結婚、やがて子宝に恵まれ子育て支援が充実した本巣市を離れることなく定住、こんな理想的な流れをつくっていったらうれしいと思っております。

そこで、婚姻減、生産人口減への対策として、ぜひともこの奨学金返済支援の取組をお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、Iターン・Uターン促進となる奨学金返済支援の取組への見解についてお答えさせていただきます。

文部科学省の令和4年度学校基本調査によりますと、大学や短期大学への進学率は60.4%で過去最高となっております。しかしながら、日本学生支援機構の令和2年度学生生活調査によりますと、大学（昼間部）で49.6%、短期大学（昼間部）で56.9%、大学院修士課程で49.5%、大学院博士課程で52.2%の学生が、何らかの奨学金支援制度を利用しているとされております。このように約半数の学生が利用している奨学金制度ではございますが、家庭の経済的な事情などから貸与型の奨学金を借りざるを得なかった学生は、卒業後には奨学金を返済していく必要がございます。

議員御指摘のとおり、若者の婚姻減の要因の一つとして奨学金返済等の経済的負担が問題となっ

ており、令和4年度に労働者福祉中央協議会が行った奨学金や教育費負担に関するアンケート調査でも、貸与型奨学金を利用し、返還を行っている人の実に3割以上が奨学金の返済が結婚や出産に影響していると感じているとされております。

その一方で、県内の奨学金返還支援の取組状況でございますが、先ほど今枝議員お話しのとおり、令和4年6月現在で岐阜県のほか県内7市町村が支援を行っており、この中でも自団体以外の奨学金の返還支援を行っておりますのは、高山市と東白川村などがございます。

参考に、高山市の奨学金返還支援の主な申請要件でございますが、市外から市内に住民登録を移し、市内の事業所にU I J ターン就職した35歳未満の者とされており、東白川村につきましては、35歳未満の方で村外から村内にU I J ターンをされた方に加えまして、村内在住者についても対象としております。

本市においては、大学等を卒業された方を対象とした奨学金制度はございませんが、本市の人口減少対策として奨学金の返済支援を行うことも若者の移住や定住促進につながる可能性もございますので、国や他の自治体の奨学金返済支援制度の取組状況等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

若者の移住・定住につながる可能性があり、御検討いただけるということで、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

今後さらに優しさと活力ある本巣市へと発展することを心から願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。10時15分まで休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、11番 高田浩視君の発言を許します。

高田君。

○11番（高田浩視君）

9か月ぶりの登壇になりますので、精いっぱい臨ませていただきます。

4月の統一地方選挙、県議会議員選挙本巣・北方選挙区で、議会活動を共に切磋琢磨してきた、

また私にとっては議員活動の先生であった黒田前市議会議員が当選され、県会議員として活動を開始されました。心強く感じています。

そして、自民党に籍を置く議員として、さらに黒田県議と連携を深めていくために、今年度当初より会派、自民結いの風を大西議長、高橋時男議員と立ち上げ、活動を開始しました。結いとは、主に小さな集落や自治単位における協働作業の制度、一人で行うには多大な費用と期間、そして労力が必要な作業を、集落の住民総出で助け合い協力し行う相互扶助の精神で成り立っています。結いの精神、お互いの力を出し合い、助け合い、地域の課題に率先して取り組んでいく。とりわけ会派のメンバーは真正・弾正地域で生まれ育っていますので、一丸となって課題解決に取り組みます。皆さんの御指導、御協力をお願いしたいと思います。

今年は梅雨入り早々に甚大な災害に見舞われました。被災された皆様にはお見舞い申し上げますとともに、先入観、経験にとらわれず、自らが率先して命を守る行動を起こす、徹底していきたくと痛感いたしました。

1つ目の質問に入らせていただきます。捨て身で臨ませていただきます。

企業誘致の状況についてです。

2年前の6月の定例会に、大西議長が産業誘導地区について、オーダーメイド方式は引渡しまで多くの時間を要するため、土地開発公社に切り替え事業を進めるべきと考えるが市の見解はと質問されています。その際の答弁、そしてこの2年間の動きも踏まえて質問させていただきます。

現在の世界情勢の中、サプライチェーンの再構築による企業の生産拠点の国内回帰が進んでいるようです。本巢市は、地理的・環境的に見ても企業立地に魅力的な位置にあると私は考えます。しかし、企業の進出が順調に進んでいると言い難い現実があります。

先日の予算決算委員会の碧南市への行政視察において、魅力ある農業のためにも、計画的かつ集積的な土地利用が有効であると感じました。多くの農地を抱える本巢市において、人口減少、労働力不足を見据え、計画的な土地の有効利用を早急に進める必要があると考えます。いま一度、本巢市の進める施策を確認する必要があると考えております。

それでは1点目、企業の進出状況、今後の誘致の見通しについてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、企業の進出の状況と今後の企業誘致の見通しはについてお答えさせていただきます。

本市では、令和2年11月に都市計画の見直しを行い、工場等の建築が可能となる工業地域を新たに指定し、産業誘導地区につきましても拡大するとともに、本巢市企業立地促進条例に基づく奨励金等についてもPRを行い、企業誘致を進めてまいりました。

工業地域におきましては、企業1社が新たに工場等を建築され、既に操業が始まっており、別の企業1社も工場の増設を予定されております。市では、この2社と工場建設に伴う覚書を締結し、

オーダーメイド型による企業用地造成事業を実施しているところでございます。

また、都市計画道路長良糸貫線沿線などの市内8か所を工場適地候補として選定しており、このうち令和元年12月に開通した東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジの付近にあります真正地域の温井地区から浅木地区にかけての工場適地候補地と、その周辺の産業誘導地区におきましては特に交通の利便性が高い地区として企業誘致を推進しております。都市計画を変更した以降、20社の企業等から問合せや相談があり、現在、新たに企業4社が進出を予定しており、約3.8ヘクタールが企業等の用地として利用されていることとなります。

令和6年度には、(仮称)糸貫インターチェンジを含め東海環状自動車道の開通が予定されておりますことから、糸貫地域の工場適地候補地についても、今後、交通の利便性が高い地区として企業誘致を推進することにより企業等からの問合せや相談が増加し、進出企業も増えるものと考えております。

[11番議員挙手]

○議長(大西徳三郎君)

高田浩視君。

○11番(高田浩視君)

再質問させていただきます。

20社の企業等から問合せや相談がありと言われましたが、進出に至らなかったケースについて、その経緯を教えてくださいませんか。

○議長(大西徳三郎君)

高木部長。

○産業建設部長(高木孝人君)

それでは、企業の進出に至らなかったケース、原因等についてお答えさせていただきます。

本市の産業誘導地区は、農業振興地域から除外手続に約半年間、また農地転用に約2か月間、その後造成工事、建設工事の期間が必要となりますことから、早期に工場を建設したいと考えておられておった企業については至らなかった企業や、また4ヘクタール以上超えるようなまとまった土地を希望され、アンケート調査を実施させていただきました。その中で地権者の同意が得られる見込みがないということから、本市の進出を断念した企業等もございました。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長(大西徳三郎君)

高田君。

○11番(高田浩視君)

その手続の煩雑さと地権者の意思がという判断ですね、その原因がというふうに考えてみえると、2点目に行きます。

今、経済安全保障という観点からも、国内投資という観点からも、サプライチェーンは喫緊の課題と言われています。経団連は、2027年度に設備投資115兆円を目標に掲げています。半導体をは

じめ日本国内での投資が加速しており、物づくり大国日本の地位が復権できるチャンスと言われております。

6月初めの岐阜新聞の記事にありました。「県内工場立地堅調」という大きな見出しが目に留まりました。経済産業省が発表した2022年度工場立地動向調査によると、岐阜県内に進出した工場の立地件数、1,000平方メートル以上の用地は、前年比6件増の56件で、リーマンショック以降最多になった。地域別では西濃地域が18件と最多だった。県企業誘致課は、東海環状自動車道西回りルートが全線開通が26年度に見込まれる中で、開通を見据えた企業進出が活発になっていると分析している。

全国の動向は、工場立地件数が6.7%の922件、立地面積は0.3%減の1,280ヘクタール。都道府県別に見ると、立地件数1位が愛知61件、2位が茨城60件、3位が岐阜の56件です。立地面積は1位が茨城116ヘクタール、2位が愛知の72ヘクタール、3位が岐阜69ヘクタールだったとあります。

県企業誘致課によると、高速道路網の整備に伴う広域アクセスの向上、地震災害のリスク回避に適した立地環境、県と市町村が連携した企業誘致が企業立地につながったと見ているとあります。県担当者は、岐阜と西濃地域で5割を占めた。西回りルートへの注目は今後も続くだろうと見通すとあります。

それで、本巣市がさらに企業誘致を促進するための解決策はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の都市計画区域内で工場を建設するに当たり、糸貫地域の樽見鉄道より東側の区域におきましては1,000平方メートル以上と、そのほかの都市計画区域におきましては3,000平方メートル以上の土地を造成する場合には都市計画法に基づく開発許可が必要となり、幅員9メートル以上の道路への接道が必要となります。

このことが企業誘致を進めるに当たり大きな課題となりますが、糸貫地域で指定しております工場適地候補地につきましては、幅員が9メートル以上の都市計画道路長良糸貫線沿線に位置しておりますので、長良糸貫線が供用開始されることで企業誘致を促進することができ、その他の地域の工場適地候補につきましても、ほとんどが主要路線に接しており、企業誘致に適しております。

また、工場適地候補地内の主要な道路につきましても、企業誘致の状況に合わせて幹線道路として整備することで、さらに促進することができるものと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

再質問させていただきます。

2年前の大西議長の質問の先ほど紹介した質問の中に、レディーメード型の企業誘致も検討する
とありましたが、その点に関してお答えを願えますか。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、レディーメード型の検討を進めているのかという再質問についてお答えさせていただきます。

レディーメード型につきまして検討しましたところ、企業が求める用地面積に対し、分譲地面積が乖離している場合には企業誘致進出に至らないことが多く、当該分譲地を売却できるまでに期間を要するおそれがございます。実際に本市の屋井工業団地におきましても完売するまでに8年を要したように、企業に売却するまでの期間が長引くことで、土地の維持管理費や権利分を分譲価格に上乗せしなければならず、企業の費用負担が大きくなることで、さらに買手が見つからない状態、いわゆる塩漬け状態になるおそれが高いことから、本市としましては、現在、オーダーメード型の企業誘致を進めているところでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

それでは、よく分からないので教えていただきたい……、再質問です、ごめんなさい。

農振法、農地法の下での土地利用について少し教えていただきたいと思います。

農村産業法と地域未来投資促進法、特例法による土地利用の規制の緩和ですが、この法律について少し教えていただけないでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、農村産業法、また地域未来投資促進法、こちらのことについてお答えさせていただきます。

農村産業法は、農村地域の産業の導入を促進する一方で、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずる、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的とした、こちら農林水産省が所管する法律でございます。

また、地域未来投資促進法、こちらは地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済の発展に資することを目的として、従来の企業立地促進法が改正された、こちらは経済産業省が所管する法律でございます。

本市の温井地区のほうにおきましては、進出予定企業、1社でございますが、こちらは地域経済牽引事業計画に基づきまして、現在、岐阜県知事の承認を受けているところでございます。

いずれの法律にしましても、その適用により企業が支援措置を受けられるなどのメリットがございますので、可能などころでうまく活用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

今のところ、もう一回再質問ですね。

民間主体の進出も深めて、地域未来投資促進法の適用を受けている進出は1社あるということではよろしいのでしょうか。今、適用のお願いしているところも含めてということで御返答をお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

再質問について、高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

今の進出企業、こちら地域未来投資促進法、こちらのほうの法律を適用している業者が現在1社というふうに確認しております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

これは平成29年制定の法律ですね。コロナ、ウクライナ戦争、世界情勢は大きく僕は変わっていると思います。当初は地域創生の課題解決が最大の使命であったと僕は考えます。企業誘致はサプライチェーンの再構築による日本経済の牽引役という大きな使命が今加わっています。運用は十分に率先していただきたいと思います。工場地帯で終わるのか、産業拠点になるのかというのは、展開次第では可能性は大きく変わると僕は考えます。

それでは、3点目に行きます。

現状です。特に弾正地区ですね、企業進出が確かに前進しております。現状は工場と農地が隣り合わせ、混在しております。これは、互いの事業者にとって健全な手法とは僕は思いません。さきのお答えから察するに、今後、この状況は、今の取組の方法でいけば、ますます顕著になるのではないのでしょうか。いや、もっと進むのではないのでしょうか。意欲ある農業者に集積した農地を提供していくことは、耕作放棄地を増やさないためにも、本巣市の産業の育成のためにとっても役立つのではないかと、そういう思いです。農地の集積を積極的に進める必要はないのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

市内の農地を農業に供する土地として利用していく区画と、将来、企業が工場等用地として利用できる区画に整理することで、産業誘導地区として優先して企業誘致できる土地を示すことができます。

しかしながら、過去に工場適地候補地の一部で地権者アンケートを実施した結果から、土地を農地として維持したい所有者の中には、どんな理由があっても土地を売ることはないと考えておられる方もおられるため、土地の交換をするなどしても集積することは非常に困難であると考えております。

今後も進出企業から具体的な箇所や希望面積等をお聞きした上で、必要に応じて希望地区の地権者アンケートを実施して、その結果から企業が想定する工場等を整備することが可能な地区であるか確認する方法で企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

そもそも産業誘導地域としてどうなのか、オーダーメード方式でよいのかという気持ちですが、今の答弁に正面から意見することはしません。

本巢市でできるかどうかは分かりません。半導体の生産拠点として、今、注目されている熊本市の例ですね。半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備の実施手法についてということでホームページで紹介されています。

令和4年12月に策定した半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針に基づき、農業との共存や企業ニーズ等を踏まえ、産業用地として特に優位性が高いエリア（公募エリア）を選定いたしました。今後、公募エリアにおいて民間事業者より産業用地整備に関する開発計画の提案を募集し、選定事業者と市が連携して整備を進めていきます。実施概要として、令和4年12月に策定した整備方針に基づき、集積推進エリアのうち適地（公募エリア）を選定し、民間活力を活用した官民連携による産業用地の整備を図りますとあります。

公募エリアにおいて民間事業者による産業用地整備に関する開発計画の提案を募集し、市が土地利用に関する計画策定等による支援を行うなど、市と選定業者が連携して整備を進めますとあります。

民間事業者に対する支援内容、これは今ホームページ上で案となっていますが、今回の産業用地の整備は、選定された民間事業者が主体となって開発を行う手法であり、具体的な開発箇所の選定、開発計画の作成、地権者交渉、用地取得、造成工事、企業誘致、用地処分等は全て民間事業者が実

施することとし、市は以下の内容等について支援しますと。

1. 地区計画運用基準に対する特例的取扱い。

公募エリアにおいて選定事業者が整備する産業用地を対象に、地区計画の建物・用地等の基準について、熊本県の指針と同等の取扱いを適用します。

2. 地域未来投資促進法を活用した各種特例の適用を支援。

地域未来投資促進法に係る計画策定を支援することで、農用地区域からの除外、農地転用に係る特例的取扱いや工場立地法の緑地規制の規制等を緩和しますと。

日本の半導体生産の拠点づくりという国の取組ということなんですかね。岐阜西濃地域として、この基本計画がありますよね。企業進出の動向を見ても、地理的条件を考えれば、適用を受け進出する企業を積極的に支援すべきではと考えます。適用を受けて事業者も、本来が自ら積極的に進める手法があるんです。この法律適用の期限の問題もあると思いますが、様々な可能性を探っていたきたいというふうをお願いして、2点目に移りたいと思います。

大きく2点目です。

D Xの所管が総務部から企画部に替わりました。企画部長、総務部長も替わられました。以前の答弁に係る取組について、しつこいですが、このタイミングでお答えをしっかりとお願いしたいと思います。

D Xの取組の状況について、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、今年度より新たにデジタルの活用による業務の効率化を図るとあります。私は、これは本巢市がD Xに積極的に取り組むと捉えています。D Xの取組や、その活用の目的を明確にし、計画的に市役所のみならず市民も一体で取り組む必要があると考えます。今後のD Xの取り組み方を、この事業開始の際に確認する必要があると私は今考えています。今年度取り組まれている業務改善の取組についてお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、今年度の業務改善の取組についてお答えをさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想交付金事業といたしまして、デジタル技術やデータを活用して市民の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術やA Iの活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを目的に、3つの事業を実施するための補正予算を本年5月11日開催の第2回本巢市議会臨時議会においてお認めいただき、現在、システムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的に、まず1つ目といたしまして、例えば転入手続では、数種類の申請書に何度も住所や氏名を手書きする必要があり、待ち時間が長くなる、また大きなこれが要因となっております。O C Rという文字を読み取り電子化する技術を活用し、書かない窓口システムの導入で、市民の手書き

における手書きの負担軽減や手続の時間の短縮を図ることにより、市民サービスの向上及び事務の効率化を図ります。

2つ目に、オンライン申請システムの導入でございます。

住民や事業者が手続のために来庁して手書きで行っているあらゆる手続に対し、市役所へ来庁することなく自宅等でスマートフォンやパソコンなどデバイスを問わず電子申請ができる仕組みを提供し、本人確認や支払いが発生する手続については、マイナンバーカード等と連携した電子認証機能や手数料等のオンライン決済機能を導入することで24時間手続が可能となり、サービス利用者の利便性向上が図られます。

さらに、事業者との各種契約につきましても、オンラインで行えることができるよう電子契約に係るシステム導入を行い、これまで窓口や書類で行っておりました契約事務を電子化することで、事業者の来庁や郵送に係る負担軽減、またペーパーレス化を図ってまいります。

3つ目に、地図情報提供システムの導入です。

現在、都市計画図・市道路路線図など、各分野に運用している地図情報システムを統合型WebGISとして統合し、ウェブ上で配信するサービスを提供することで、庁内の様々な情報を無駄なく効率的に集約ができ、またインフラ、防災、福祉等、暮らしに必要な幅広い地図情報を公開することで、住民などが庁舎へ赴き問合せしなければならない手間を減らし、24時間いつでも情報が確認でき、申請・照会なしに必要な地図情報の提供が可能となり、市民サービスの向上を図ります。

こうしたデジタル技術を取り入れることで、来庁者の滞在時間が短縮するだけでなく、来庁する頻度も少なくなりますことから、職員はこれまで来庁者の対応のたびに手を止めていた業務に、より集中して取り組めるようになり、業務の効率化が図られるほか、手続をオンライン上で処理することが可能となることでシステム入力時のヒューマンエラー等を減らすなど業務の正確性も向上するなど、今年度導入予定の事業を通じて業務の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

再質問させていただきます。

昨年9月の私の質問で、経常経費比率の推移の質問をさせていただきました。毎年度、各部に経常経費の削減をお願いしているというお答えがありましたが、今年度、具体的なほかの、それ以外の具体的な例があったら、なければならないで結構なんですけど、教えていただけませんか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、経常経費の削減についての取組についてお答えさせていただきます。

予算編成時におきまして、各部局で経常経費が増加する要因になるものについては、一定の削減を求めて制約をし、予算編成を行っており、取組といたしましては、予算編成におきまして一定の削減を求めて経常経費削減に努めておるところでございます。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

再質問します。

もう少し具体的にしましょう。紙に関して、例えば企画部として紙の使用に変化はありますか、お答えをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、紙の使用状況についてお答えさせていただきます。

全庁的にはなりますけれども、行政文書で最も多く利用しますA4用紙の過去4年間の使用状況の推移について御説明申し上げます。

令和元年度には892万2,000枚、令和2年度で813万5,000枚、令和3年度では800万3,000枚と、毎年減少してきておりました。しかしながら、令和4年度においては824万5,000枚と、使用枚数は増加に転じております。

増加した要因は、パブリックコメント等を実施した計画が4年度は多くなったことも考えられますし、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、これまで会議回数の削減であったり書面評決などで終わっておりましたものが会議が再開してきたといったところで、紙の使用枚数は増えてはきております。現状の紙の使用状況は、把握には努めております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

2点目に移ります。

今度取り組まれますデジタル田園都市国家構想交付金事業によりペーパーレス化は進むのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した各種事業を導入することで、各種手続のオンライン申請が可能となり、多くの手続において紙による申請等が不要になるだけでなく、現在、紙による庁内の事務決裁文書が電子化されることでペーパーレス化が進むものと考えております。

ペーパーレス化は単にコストの削減や業務の効率化だけでなく、SDGsの17のゴールのうち、主に12の「つくる責任、つかう責任」、13の「気候変動に具体的な対策を」、15の「陸の豊かさを守ろう」などの各ゴールに貢献するものと言われております。そのため、今後もこうしたデジタル技術を活用しながら、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

これも再質問です。

今年度新たに取られる事業はペーパーレス化に寄与するかということで、具体的な検討はされていないということですね。来年度以降の紙の発注に関わると思うので、そこら辺は、しっかりその目的も持ってしていただきたいと思うんですけど、再質問の内容は、今、審議会等会議に出席させていただいております。資料はたくさんあります。大切な資料です。しかし、紙で保存すれば、その資料は有効に活用できないと考えます。その資料を紙にプリントして配布することにかかなりの予算が使われているんじゃないかと考えます。会議のペーパーレス化に取り組むべきと私は考えますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

ただいま議員御指摘のとおり、会議の電子化によりましてペーパーレス化というものは、相当数紙を減らすといった部分では有効と考えております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

本巢市において一番重要な会議は、この議会です。2年前ですか、3年前ですか、議会活性化特別委員会が組織され、議会のペーパーレス化も議論されました。若原委員長の下、しっかりとした提言はなされました。副議長という立場で、この議場で議長に発言するのはいかがかと思います。

新しい議員の方も2年間の実績を積み重ねました。再度、検討・協議の場を設け、私たちはその問題にしっかり取り組んでいく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目です。

所管が替わりましたが、DXの推進体制について、所管が替わりましたので、いま一度確認させていただきたいと思ひます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

庁内全般の体制について、まずお答えさせていただきます。

本市は、ICTを活用した行政運営の効率化及び市民サービスの質的向上並びにデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション化に関し必要な企画及び推進を行うため、本部長に副市長、副本部長に企画部長、本部員に各部局長とする本巣市IT推進本部を設置しており、さらに同本部の所掌事務について実務面における調査、企画、検討、推進及び普及を行うために、各課から選出されたITリーダーから成るITリーダー会議を設置し、庁内のデジタル化に取り組んでいるところでございます。

このような体制の中、DX推進計画をより実効性のある計画にし、策定した計画を確実に推進していけるよう、令和4年度に本巣市IT推進本部の直下に各課の係長級の職員をグループ員としたワーキンググループを設置し、全庁的・横断的な部局間の連携を強化したDXの推進体制を整備したところでございます。

さらに、整備したDX推進体制の強化を図るため、外部識者として一般財団法人全国地域情報化推進協会から地域情報化アドバイザーを3日間派遣していただき、DX推進計画策定に向けた助言やワーキンググループ員向けの勉強会を実施したところでございます。

今後につきましては、本巣市DX推進計画に沿って、まずは市の情報システムの標準化・共通化と市民サービスの利便性向上に寄与する行政手続のオンライン化を柱に、計画的かつスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この事業の本市の企画部への移管につきましては、これまで内部的な事務の管理を総務部で、例えば市民サービスに伴う、現在で申しますとマイナポイントの付与の支援のシステム構築であったり等々は企画部でそれぞれ分けて行っておりましたが、そういったDXをより推進するといふところで所管を1つにまとめて、より進めていこうと、こういった取組でございまして。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

再質問させていただきたいんですけど、本当は本部長の副市長にお聞きしたいんですけど、通告していませんので、すみません。

ちょっと確認をします。DXは推進するんですか、再度しっかり確認させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、DXを推進するののかといった再質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明をさせていただきました市民の生活の利便向上のために、3つの事業を進めることとしております。これを契機に、さらにDXの推進を加速し、市民生活の利便性向上につなげてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

もう一点、すみません。

それでは、DXを推進する上で、今後、民間の力、民間の人材の登用は考えてみえるのか、御質問させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についても林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、民間のデジタル人材の活用についての考えはあるのかといった再質問にお答えさせていただきます。

岐阜県が市町村にデジタル人材を派遣するといった、こういった事業がございます。今年度、それが活用できるよう岐阜県に申出をしておりましたが、県の今の事業の進捗で、今年度まだ、その具体的な方向が示されておられません。ですが、それが進むようでしたら、これらを積極的に活用して推進してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

先ほど地域情報課アドバイザーの派遣を3日間受け、助言や勉強会を実施したということですね。昨年6月に御提案申し上げました。先週の土曜日の日経新聞の記事です。「会社員助っ人、行政に刺激」という見出しがありました。民間企業の社員が、地域活性化企業人として全国の市町村で活

躍している。会社員のまま知識や経験を行政に生かせる。総務省によると、2022年度までの3年間で派遣人数は4倍となった。観光振興や特産品開発、DXなどの専門人材として地域に新たな風を吹き込む。22年度は前年度比約6割増の618人が368市町村に赴いた。企業と市町村が協議し、入社3年目以上の社員を半年から3年にわたり出向させる。市町村が派遣人材の給与などとして企業に支払う経費には、国が1人につき最大で560万円補助する。従来の仕事を兼務できるが、月の半分超は自治体で働く必要がある。23年度も派遣者数や人数は増えそうだと。企業側も自治体との関係強化とともに、社員が行政経験を積むことでスキルアップにもなる。これはソフトバンクと書いてありますが。一部企業は縮小するが、22年に企業で最多の38人だったJT Bは同程度の派遣を見込む。

お隣の三重県のいなべ市は、22人と全国の市町村で最も多かった。いなべ市の市長は、自治体はどこでも人材不足。職員は堅実だが、新しい事業が苦手と語り、スマートシティや脱炭素などの市の戦略施策に企業人を積極登用すると。関東学院大学の地域政策学科の教授は、その新聞の記事です。自治体が苦手なデジタル化などで企業人は重宝されていると見る。ただ、依存してしまい派遣が終わった途端に仕事が止まることがないように、自治体側もノウハウ吸収に努めるべきだと指摘されています。

大丈夫でしょうか。十分検討していただきたいと私は思います。

続いて、4点目です。

今後の取組には、市民の意向を十分反映する必要があると考えますが、そのような取組は考えてみえますか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

自治体におけるDX推進の意義として政府は、令和2年12月に決定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、自治体においては、まずは自ら考え担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等と、その意義を共有しながら進めていくことも重要と示されております。

そこで本市では、本県市DX推進計画の策定の前段階といたしまして、令和4年12月から令和5年1月のこの間、市民が不便と感じる窓口手続と今後の行政手続のオンライン化において、あったらいいなと思う具体的なサービスについて意見募集を行ったところでございます。いただいた意見

は6件でありましたが、いずれも住民の利便性向上を考えられた貴重な意見でございました。

また、今後の予定でございますが、前述の意見を踏まえて作成しました本巢市DX推進計画(案)について、7月から8月までの間、パブリックコメントの実施を予定しているところでございます。パブリックコメントの実施については、広報紙やホームページ、SNS等幅広く周知し、意見の提出方法といたしましては、従前の各庁舎の窓口への直接提出のほかに、郵送、ファクス、メール等に加え、オンライン申請による意見募集フォームを準備し、幅広く意見を募集いたします。

市民の方にとって効率よく手続や相談が行える窓口環境の整備を進めるとともに、申請手続の簡略化による業務改善を通じて市民サービスが向上できるよう多くの方に計画(案)を閲覧していただき、御意見を頂戴できればと考えております。

いずれにいたしましても、市民に使いやすく分かりやすい電子システムを提供し、快適なサービス提供を目指して進めてまいりたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長(大西徳三郎君)

高田浩視君。

○11番(高田浩視君)

最後、この点についても再質問させていただきます。

残念です。DX推進計画、かなりあちこちの自治体で策定されております。大垣市ですね。大垣市スマートシティ推進計画が令和4年3月にできています。4章から成っています。1章、計画の概要、2章、現状と課題、3章、実現に向けて基本的な考え方、4章、推進施策から成っています。全62ページですが、2章、現状と課題に32ページ割いてみえます。郵送による市民アンケートの実施、郵送による企業へのアンケート実施、市内高等教育機関Gaki-Biz(ガキビズ)、そしてソフトピア等へのヒアリング、意見交換。さらに、ビッグデータの分析として、現状の分析、そして課題の検討後に時間と手間をかけてしっかり行われている。市民、そして市民だけじゃなくて市民生活を支える人、関わる人の意見をしっかり聞いています。

この事業に係る補正予算の審議において、基盤整備を進めると言われました。このような土台の構築もDX推進に係る基盤整備と僕は考えます。市民、それだけに関わらず、市に関わる全ての人が行政と同じ方向を向かなければDXの効果は発揮できないと私は考えます。行政が無理やり向きを変えても成功しないのではないのでしょうか。アドバイザーの意見を受け、提言等勉強会を開催されたようですが、このような提言はありませんでしたか。このような手法を取り入れるお考えはあるかないかだけ、最後にお聞きします。

○議長(大西徳三郎君)

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

企画部長 林君。

○企画部長(林 玲一君)

それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在のところ、パブリックコメントを実施しまして市民の方の意見を募ってまいりたいというふうに考えております。これに当たっては、たくさんの方々に見ていただけるように、また啓発等もしっかり行って意見集約を進めてまいりたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

終わります。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さんでした。

それでは、1時間近くたちましたので、次も長いということで小休止します。暫時休憩します。11時15分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、12番 河村志信君の発言を許します。

河村君。

○12番（河村志信君）

事前通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、今日の冒頭にごさいました議長の修学旅行のお話、それから教育長からのお話ということで、台風2号が大きな影響を及ぼし、修学旅行が大変な状況であったと。

この台風につきましてでも、線状降水帯と難しい言葉なんですけど、この天気予報等見えていますと豊橋から静岡辺り、ずうっと赤い色がつき、ずうっと雨が降ったと。豊橋でしたですかね、水没した車の中で見つかった方があったというような災害があったわけですが、よく、最近はちょっと言わないですかね、かつて経験したことのない災害というようなことで、CO₂の排出による地球温暖化、それによって台風も大型化し、災害が増えていると。その中で本市、岐阜県本巣市、災害がない、台風も避けて通る、地震も最近ないというようなことで、どうも安心しきっているんじゃないかという感じがします。言い古された言葉ですけど、災害は忘れた頃にやってくるというようなことで、いま一度本市においても、以前にもそういう質問をしたことがありますが、防災訓練ですね、これがどうもあまり来ないから、形骸化して形だけの訓練で終わっているんじゃないかと。

この梅雨におきまして、梅雨末期が怖い状態になります。集中豪雨が発生します。また、8月、9月、大型台風が日本本土に襲来するというような中で、ぜひいま一度災害に対する備え、これを引き締めないと、いつかはひどい災害に遭ってしまうというようなことをちょっと感じております。

では、質問に入りたいと思います。

質問の1. スポーツ観光の育成について質問させていただきます。

去る5月15、16日に予算決算委員会において行政視察と、これに参加いたしまして、1日目は碧南市で農業による地域ブランド育成、若い世代ですね、40代の方とお会いしました。イチゴやシャインマスカットの栽培によって農業のほうが活性化いたしまして、体験農園であるとか多くの観光客を呼び、経済的にも成功しているという事例を視察させていただきました。観光農業にとどまらず、SNS等を使ったネット販売、それからふるさと納税と、返礼品にも取り組み、次の世代の農家が夢の持てる事例を拝見させていただきました。この背景には、多大なる行政担当者の方の御努力があり、その連携の中で成功しているというのを強く感じました。官民一体の連携の重要性を学んできました。

また、2日目の南知多町、日間賀島では、漁業が衰退化する中で漁師の方と観光関係者、これなかなかちょっとうまくいかないのが通常らしいです。その連携がやっぱり厳しいということで手を組みまして、協力し合って島の観光を盛り上げてきたという事例を学びました。海のない岐阜県本巣市において、参考にならないというふうに考える方もありますが、この成功例をどう山間地の本巣市に当てはめるか、本市が地域活性化を本気で取り組むか、試されるところだと感じております。

観光資源となる名物、名産、日間賀島においては名産のタコ、「幸多」と書いてタコと書いてありました。それからフグ、これは「福」と、非常に縁起のいいネーミングで、ブランドも非常に印象に残るいいネーミングだなと。現在では、それを楽しみにやってくる観光客で島は非常ににぎわってございました。

本巣市の面積は約375キロ平方メートル、その85%は森林に覆われています。二百名山の能郷白山1,617メートル、ここを源とする清流の根尾川、そしてその下流に広がる濃尾平野は、肥沃な農地となっています。その宝物とも言える自然環境を生かしたスポーツ観光こそが、市外から、都会から、また海外からも訪問客を呼べるヒント、観光資源になるのではないかと考えます。登山、ウォーキング、ランニング、最近ではトレイルランニングという山を走る愛好家も増えていると聞いております。自転車、また川を使ったカヌーや釣りなど川遊びと、本市には魅力的なフィールドがいっぱいございます。この3月には、美濃國山城トレイル100キロと、トレイルランニングの大会が開催されました。東は埼玉県、西は兵庫県より80名ほどのランナーの方が参加し、揖斐川町、大野町、本巣市、岐阜市、各務原市、関市、坂祝町と、一昼夜30時間以上かけて走り抜きました。本巣の文殊の森もトレイルルートの一部として通過していきました。なぜ山城トレイルなのか。かつて美濃の守護大名土岐氏や「国盗り物語」の斎藤道三の山城トレイル、山城跡をたどるルートというふうに聞いております。

本市には観光資源が何もないということをよくお聞きします。でも、探せばいっぱいあるのだと私は思っております。隠れたお宝を発掘し、そして磨き上げる、最近の言葉でいうブラッシュアップすることが将来の本市の観光につながると考えております。

この5月には、近隣のランニング愛好家によりモレラ岐阜より根尾の淡墨桜までの往復を走る淡

墨桜マラニックと、これは民間の方のネーミングですが、マラニックというのは交通規制をしたりするのではなく通常のピクニック、ランニングのピクニックということですから、通常の中で開催できると。これ往復しますと約60キロございます。モレラから淡墨桜、淡墨桜からまたモレラと、60キロ走られます。約所要時間が7時間半。アベレージというあれですね、1時間に約7.6キロ走られます。そういうランニングされない方にはちょっと想像がつきにくいあれですが、40名近い方が参加され、非常に好評だったと聞いております。

こういうイベントは、当然経費はゼロ。それでいて、道中では飲んだり食べたりということを楽しみながら行かれたということですので、本市にとっても経済効果にも貢献しているという事例かと思えます。

もう一点、西美濃夢源回廊協議会というのがございます。西濃の6市、それから本巣市入れて7市でしたですかね、夢源回廊協議会の中の夢源回廊ツーリズムということで自転車のコースも組まれております。淡墨街道90キロというサイクリングコースもとても人気です。道の駅織部の里を起点に根尾の淡墨桜を訪れ、さらに馬坂峠を越えて徳山ダム、そして藤橋城や谷汲の華厳寺を訪れて織部の里へ戻る90キロ。ちょっとこれ初心者の方には厳しいですが、普通に走られる方でしたらちょうどいいコースと聞いております。有名なのが、しまなみ海道、四国ですね、尾道から今治と。あと最近ですと琵琶湖ですね。琵琶湖1周。これフルに走りますと190キロあります。これも結構人気で、毎週のようにあちら方面に行きますと走ってみえる方をお見かけいたします。

根尾小学校の跡地、体育館でBMXの本格的な練習場が造られているとのこと。瀬川議員にお聞きしましたら、昨日ですか、そういうお披露目があって、非常に迫力のあるすごい競技だなあというふうにお聞きしました。この方はオリンピックのメダル候補でもあるということで、日本全国の優秀なBMXの選手が本巣市にやってきて世界レベルの練習をするというすごい施設になると聞いております。

それから、根尾川の左岸に完成しましたサイクリングロード、屋井の桜つつみ公園の西側、ここに非常に広い河川敷がございます。ここでシクロクロスと、これも自転車をやらない方はちょっと御存じないかもしれませんが、舗装していない不整地を走る競技であります、シクロクロスといいます。これの大会をこの秋に開催したいという岐阜県自転車競技連盟の実行委員会がございまして、そういう打診もございまして、現在ちょっと私も自転車を趣味としておりますのでそんなことも進めながら、健康志向であり、若い世代に夢を持って本市を訪れてもらえる自転車のまち本巣というようなタイトルで売り出してはどうかという思いがございます。これがスポーツ観光にもつながりますし、定着すれば体験型旅行と。昔みたいに有名な観光地だけを回るのはもう時代遅れになりました。やっぱりいろんなところへ出かけていろんな体験をしたいというのが現在の旅行の主流でありまして、インバウンドの方もコロナのめどが多少つきまして、インバウンド旅行者も増えているとお聞きしております。彼らはスマホ等を利用して、探しているいろんなところを訪れるという時代になっておりますので、そういう点でも本市はチャンスがあるのかなという感じは受けております。

また、開通予定の東海環状自動車道のインターチェンジの利用にもつながります。整備された根尾川左岸のサイクリングロードもイベントが開催されることにより、多くの市民の方に知ってもらい有効な活用ができるんじゃないかと、その存在価値も認められるんじゃないかというふうに考えております。

質問に入ります。

質問1. 自転車のまち本巢。自転車という非常にイメージのいい健康志向のスポーツを観光資源として活用するようなアイデア、お考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市におきましては、根尾川サイクリングロードを整備しており、学生の部活動のほか一般市民の方にも利用されております。また、先ほど議員がおっしゃられましたが、本市が構成市町となっている西美濃夢源回廊協議会が発信している西美濃サイクルツーリズムでは、自然に恵まれた岐阜県西美濃を、初心者から上級者まで四季折々の風を感じられるルートを設定しており、本市にはねお・いびがわチャレンジルートがあり、多くのサイクリング愛好家の方が楽しまれています。

本市は平野部と山間部が併存し、山や川など景観も良好で、自転車を観光資源の一つとして活用することは地域の活性化にもつながる効果的なものであると考えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○12番（河村志信君）

サイクリングロード、実は木曾川にも長いルートがございます。長良川にもございます。それで本市にも新しく造られたと。ただ、木曾川、長良川においてもあまり活用されていない。それが現状だと思います。厳しい、きつい言い方ですけど、造ればどなたかが利用するというだけでなく、何か仕掛けていかないともったいないという状況になりますので、行政のほうで企画するのはなかなか難しいかとは思いますが、造った以上は多くの方が利用していただく支援というんですか、そういうものを希望いたします。

質問の2番に入ります。

根尾小学校の跡地ですね、体育館をBMXの練習場への新聞報道もございました。先ほどちょっとお話ししましたが、その後どのような構想があるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

それでは、根尾小学校の跡地、体育館をBMXの練習場への報道のその後と構想の全容についてお答えします。

BMXは、東京2020オリンピックで正式種目となり、次のパリ2024オリンピックにおいて、糸貫中学校出身で現在岐阜第一高等学校1年生の小澤楓さんに大きな期待が寄せられております。

今回、本市では旧根尾小学校体育館の有効活用について、根尾地域の活性化につながる教育に特化した公共性のある事業などを条件に募集をしたところ、BMXの選手が練習や合宿、試合などで集う場所にしたい、市内の子どもたちがBMXを体験したり選手として練習する場所にしたい、BMXを通して根尾地域に人が集まり活性化したいなどの構想が評価され、旧根尾小学校体育館を拠点にBMXの選手たちが集う聖地化を目指し、BMXを起爆剤に根尾地域の活性化を図っていくことになりました。

今後の構想としましては、現在本市がお貸しした旧根尾小学校体育館で、国内では珍しい屋内練習場として、空中に飛び出すジャンプ台や安全に着地できる国内でも類のないスポンジプールを整備しているところでございます。

また、地域の活性化として、根尾地域の根尾谷地震断層観察館の隣にございます国内では数少ないBMXの練習場も、体育館と併せて有効活用してまいります。

昨日の11日には、トップレベルの小澤選手の効果もあり、国内のオリンピック出場を目指す全国各地の強豪選手やBMXの愛好者が集まり「NEOno輪マルシェ」が開催され、大変なにぎわいを見せました。また今後、小澤選手をはじめ、本巣市からオリンピック選手が誕生し、メダリストが生まれること、小澤選手の活躍をきっかけにBMXの認知度が高まり、市内の子どもたちがBMXに興味や親しみを持ちBMXに触れること、そして競技人口が増え、第2第3の小澤選手を市内から育てることなど、根尾をBMXの聖地として位置づけ、根尾地域が元気になるようにしていきたいと考えています。さらには、BMXを通して根尾地域がスポーツ振興の拠点となるよう支援してまいります。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○12番（河村志信君）

パリオリンピックと、何かすごい本巣とフランスがつながるといような夢のあるお話で、非常にうれしい話です。ただ、全国からそういう選手が本巣にやってくる、じゃあ宿泊はどうするのかとか、そういう体制ですね。やっぱりそういうものは行政主導である程度整備をしていただくことがやはり本巣のにぎわいにつながるとお思いますので、そういうものを要望したいなと思います。

質問の3に入ります。

文殊の森にて子どもたち、実は先ほど話したトレイルランニングですね、子どもたちにも今非常に広がっておりまして、走ってみたいと、体験したいという声が聞こえてきまして、市民を対象と

したトレイルランを企画したいという市民の方からの声がありますが、その辺は御提案については
どういうふうなお考えですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

文殊の森にて子どもたち、キッズトレランや市民を対象としたトレイルランについてお答えしま
す。

本巢市では、FREE10、もとす遊RUN、早春淡墨桜浪漫ウォークの3つを事業の柱としたウォー
キング・ランニングまちづくりを推進しています。これらの事業は、子どもから大人が身近な運動
を通して健康で生き生きとした生活を送り、共に取り組む仲間づくりを目指すとともに、自ら主体
的に運動に親しむ習慣づくりの醸成を目指しています。現在では、市内の様々な場所で日常的にウ
ォーキングやランニングをしている多くの市民を見かけ、主体的に健康づくりをしている方の広が
りを感じるところです。

トレイルランニングは、林道や登山道など路面舗装がされていない自然歩道を利用したコースを
設定し、自然の中を進む心地よさや山頂からの絶景など、気持ちいいを実感できる要素が凝縮され
ていることから、近年人気が高まっている競技でございます。

本巢市では、根尾樽見駅をスタートに、山道を抜けて淡墨桜にゴールするもとす遊RUNを実施
しています。参加者からは、山の空気と景色、根尾川の景観や水の音が気持ちよかったなど、多く
の声をいただいています。今後も市といたしましては、3本柱のウォーキング・ランニングを中心
に推進し、見直しを行ってまいります。

また、本巢市には能郷白山をはじめ、文殊の森の中にも様々な登山道があり、昨今の健康志向も
相まって、子どもから大人まで多くの方が訪れて思い思いに気軽にウォーキングや登山を楽しんで
います。さらに、市内では市民が主体となって、樽見鉄道とコラボした樽鉄ウォーク、大茂山を生
かした外山まちづくりウォークなど、様々なイベントが開催され、多くの方が参加しています。こ
のように、市民が主体者となって各種スポーツ大会等を企画し開催されていくことが、これから求
められている在り方であると捉えています。今後は、市民の皆さんが提案されている企画について
後援してまいりたいと考えています。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

最後の御答弁の中にありました、市民の方がいろんなことをやってみたいと、こういういい場所
だからこういうことをやってみたいということを最大限支援していただきたいなど。本市には、市民
活動支援の制度があります。市民の皆さん、愛好家の皆さんが、こういうことをやってみたいとか

こんなのどうだろうというものをうまくのせていただいて、彼らのアイデア、思い、夢を具体的に実現に持っていけば、それほどお金のかかる話ではないと思います。そういう点が、そういう面がスポーツ観光につながると思いますので、ぜひ今後も御支援をお願いしたいなと思います。

大きな2番の質問に入ります。

子どもたちが本市に夢を持てる未来への構想はいかがですか。これは少子化対策という思いで質問させていただきます。

日本政府は次元の異なる少子化対策という大きなタイトルを掲げております。首相官邸では、子ども未来戦略会議というのが開かれ、子ども・子育て拠出金というのも議論がされているそうです。人生100年時代と言われ、高齢化社会にあって次の世代を育てることはとても重要な課題だと思います。しかし、未婚化や少子化の時代にあって、子どもたちの人口が減っています。果たして次の世代、社会を支える若い世代が少なくなることは、そのまちの未来が成り立たなくなるにつながると思います。

本市の子どもたちの住む環境はどうか。保育とか学校面については、教育面については、教育に携わる皆さんの頑張りにより安心しているところではあります。勉強以外の自由な時間の遊び、豊かな心を育てる余暇時間の過ごし方がどうか、実態はどうか、気になるところであります。

本庁の前の芝生広場で自由に遊ぶ子どもたちを見ますと、非常に安心する部分があります。果たして子どもたちにとって本巢市は楽しいまちなのか、気になるところです。多くは家の中で漫画を読んだりテレビゲームに没頭したりとなかなか外に出ないと。私の子どもの頃はそんなものはありませんでしたので、学校から帰るとば一っと外へ遊びに行ってしまったという日々を送った記憶がございます。野原や小川で遊んだことが強い記憶となり、原体験として今も残っております。本市の85%が森林であり、その自然を生かして子どもたちを育む遊び場、これにつくれないのか。山や川は危険だと、そのイメージが先行して禁止されていることが多い。実際は、そこで遊ぶ子どもたちは見かけないのが現状です。

文殊の森、非常に人気がございます。週末は滑り台などの遊具で遊ぶ多くの子どもたちを見かけます。自然の川で泳いだり潜ったりの経験も一生の思い出です。本巢市ならではの体験じゃないかなと思います。もちろん、安易に提案できる話ではありませんが、子どもたちにとって夏場の水遊びは大きな楽しみの一つです。糸貫川プールの今後も気になるところです。子どもたちの思いを含めて検討の余地があるのかなと私なりに感じております。

また、開発の予定があるという船来山においても遊歩道、こういうものを望むものでございます。文化財の調査・保護も重要ですが、市民や子どもたちが自由に遊べる遊歩道や公園施設も検討したいものです。

質問に入ります。

本市において、学校や家庭以外での遊び場は確保されているか、子どもたちは満足しているのか、どのように把握されているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

本市において、学校や家庭以外での遊び場は確保されているか、子どもたちの満足度は把握されているかについてお答えをいたします。

本市では、心と体の健康体力が子どもたちが夢を持って未来をたくましく生き抜く力の全てを基盤と捉え、幼児期から運動遊びに親しませ、体力や運動能力、社会性を育む取組を行っています。こうした取組を通して、子どもたちは主体的に運動に親しみ、体力と豊かな心を育てています。そのような子どもたちの帰宅後や休日の遊び場として、市内には多くの都市公園などがあるとともに、木のぬくもりがいっぱいの子どもセンターや、算数・数学の楽しさ、美しさを体感できる数学ワンダーランドなど、子どもたちが様々な体験ができる施設があります。さらに、間もなく本巢PA周辺公園がオープンとなります。子どもたちにとって魅力いっぱいの公園で、多くの子がオープンをするのを楽しみにしています。

子どもたちの放課後や休日の公園利用の様子を見ると、友達と遊具で遊んでいたり親子でボール遊びをしていたりする姿が見られます。例えば、本巢市役所本庁舎前の芝生広場では、毎日あふれんばかりの子どもたちがボールや遊具で遊んでいます。これらのように、今ある市内の公園や施設を利用して遊ぶ姿が市内全体に見られることは、公園が子どもたちの遊び場として確保され、利用されていることと捉えています。

子どもたちの満足度については把握はしていませんが、地域の要望や子どもたちの声などは届く仕組みを学校などと連携して様々な要望を聞き取っていき、子どもたちの遊びたくなるような環境づくりをしていきたいと考えております。

何より現在の子どもの問題、遊び場の確保ではなく、外で遊ぶ子と遊ばない子の格差であり、子どもたちの心と体の健康体力に差がつくことです。そのため、今以上に外で元気に遊ぶ子が増えることが大切であるため、外遊びを推奨し、元気でたくましい子を育成してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

古い話をして今の時代とは違うと言われてしまうのが現状かと思いますが、やはり子どもたちで非常に自分で工夫して自分で遊ぶということが得意なんですよね。申し訳ないですけど、作られた遊具で遊ぶというのはあまり頭を使うといたらあれですけど、子ども同士がいろいろ話し合っで工夫して、そして自然の中でその辺に落ちているもので遊ぶというようなのが本来いいのかなという私の思いがございますので、安全とかそういうこともありますので安易に提案することじゃございませんが、本当に伸び伸びと子どもたちが外で遊べるということを今後も提案していっ

ていただけるとありがたいなと思います。

次の質問に入ります。

船来山の今後はいかがですか。子どもたちからの要望とか遊歩道の話もあります。そこは毎日の日課のようにウォーキングしたいという高齢者の方からの御意見もごさいます。その辺はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

船来山の今後と子どもたちからの要望、遊歩道があればウォーキングを楽しみたいという高齢者が多いことについてお答えをします。

濃尾平野の北端に位置する船来山は、古墳時代から聖なる山であり、本巣市のシンボルの一つです。豊かな自然に生まれ、山頂からの眺望もすばらしく、昔から市民に親しまれてきました。さらに、約290基の古墳を有する東海地方最大級の古墳群であり、今なお新しい古墳が発見される神秘に満ちた山でもあります。

その船来山古墳群は、令和4年度末に史跡船来山古墳群整備基本計画を策定し、令和5年度はそれを基に基本設計を行います。基本スタンスは、古墳の本質的価値が体感でき、高齢者であってもウォーキングや山からの眺望が楽しめる遊歩道などの整備を進めていきます。まずは国指定地である〇支群を古墳公園としての整備を進め、令和7年度以降、段階的に公開していく予定でございます。

子どもたちの要望といたしましては、ふるさとロマンプロジェクトとして子ども学芸員の養成講座を年間通して実施していますので、その養成講座の中で、船来山古墳群に多くの方に来場してもらうにはどうしたらよいか、船来山全体をどのような公園にしたいのかなど、意見交流も行いました。その中では、古墳の中を見られるようにしたい、景色がよく見えるように整備したい、誰もが登れる遊歩道をつくりたいなどの意見があり、それを十分に踏まえて船来山の整備基本計画にも取り入れています。

今後は文化庁の指導を仰ぎながら、多くの方が船来山に来ていただけるために、古墳公園の機能を生かしつつ、段階的に革靴でも歩けるコース、トレッキングができるコース、ジョギングができるコースなどの遊歩道を設置して、魅力ある船来山になるように整備をしております。

〔12番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○12番（河村志信君）

国指定を受けまして、古墳としての価値、文化財としての価値、これが第一かとは思いますが、一人でも多くの市民の方が親しめる船来山がありがたいなと。特にインターチェンジがもう数分の

ところに開通しますと、本当に外からの方も寄っていただけるいい場所になりますので、なるべくお金をかけず、人工的なものをあまり作らず、自然を最大限生かした船来山になるとありがたいなと思いますので、その点を要望したいと思います。

3番の質問に入ります。

大茂山、これは神海の外山小学校の裏にある山になります。それから祐向山、これは文殊の森の一番奥にある山です。以前にもお話ししました、岐阜県では川辺町が遠見山だとか権現山だとかいうのに、最近ここ一、二年の間に登山道を整備されて、非常に多くの方が訪れていると。標高200あるかなしの低い山ではありますが、より親しめる、ハイキングが楽しめるということで、こういう本巢の資源である里山を生かした構想はございますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

大茂山、祐向山など、身近な里山の利活用についてお答えをします。

本巢市は自然豊かな山々に恵まれています。その象徴である能郷白山は平成30年に開山1,300年となり、今なお多くの方がその山の魅力に引かれ、登山を楽しんでいます。そのほかにも、誰もが親しめる山が幾つもあり、訪れる方が利用しやすいように登山道が関係団体により整備されています。

大茂山は外山小学校の東側に位置し、子どもから大人までに親しまれる山です。外山小学校では、登山や木の枝打ち体験などを行っています。さらに、大茂山の林道などを使った市民団体主催のウォーキングが開催されています。

祐向山は権現山と合わせて文殊山と言われ、市内外の方に親しまれている山であり、昨今の健康志向も相まって、休日には多くの方が訪れ登山を楽しんでいます。山頂からの眺めは本巢市内を一望でき、濃尾平野の様子がよく分かります。市内の学校においても、登山と併せて社会科等の学習でも活用されています。

このように、大茂山、祐向山などでは、現在でも多くの方々によって親しまれています。今後もウォーキング・ランニングのまちづくりの一環として広くPRし、個人、団体に活用されるように啓発してまいります。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

実は、登山というのは、ある意味私有地の部分も多いです、山についてはですね。その点は、一個人、一愛好家では解決できない問題ではあります。昨今の森林環境譲与税等も活用し、やはりこの森に、山に、森林に興味を持っていただく意味でも、やっぱり里山というのは非常に魅力を秘め

ております。かつてはコケ、マツタケとかキノコだとか、芝刈りなんていう燃料の場であって手入れをされましたが、現在ではもうほとんど放置されていて活用されてない。そういう点でも、里山の見直しというのは非常に価値がある資源だと思いますので、今後ともよろしくお願いたしたいと思っております。

4番目に入ります。

都市公園を含めて、今後の本市の子どもたちの遊び場づくりの構想をお尋ねしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富副市長。

○副市長（久富和浩君）

それでは、都市公園を含めて今後の本巣市子どもたちへの遊び場づくりの構想についてお答えをいたします。

本巣市内には、複合遊具がある公園や自然を生かした公園など様々な特徴を持った23の公園があり、その整備につきましては、次の3つの基本方針を基に整備をしております。

1つ目は、子どもたちが自発的に挑戦したくなる環境を整備することです。

複合遊具では、小さい子どもがボルダリングの壁に挑戦したり、ジャングルジムの一番上に立ったりして元気に遊んでいます。子どもたちの挑戦心がかき立てられ、夢中になって遊ぶ姿につながる遊び場をつくっています。

2つ目は、様々な年代の方が過ごすことができる環境を整備することです。

多目的広場では、集まった異学年の仲間とドッジボールや鬼ごっこを自然に楽しんでいます。親子で遊んだり、お弁当を広げて過ごしたりしている姿も見かけます。広々とした場で、異学年や家族で様々な遊ぶことを通して、仲間づくり、人との関係づくりの基礎を身につけていくことにつなげていきます。

3つ目は、本巣市らしさを生かした豊かな自然に関わることができる環境を整備することです。

淡墨桜の生命力を間近で実感できる淡墨公園や、森林の豊かさや鳥のさえずりなどが聞こえる文殊の森公園など、ふるさと本巣のよさが実感できる場を多くつくっています。

子どもは遊びの天才といわれ、いつでもどこでも自ら自由に遊びを創り出します。挑戦する心や創造性、協調性が育まれる遊び場を整備していくことが私たちの役割です。間もなくオープンする本巣市PA周辺公園もその思いで整備し、笑顔や歓声があふれる公園になることを願っております。

これら市内にある公園、さらには本巣の山々や根尾川で遊んだ経験は、将来にわたって子どもたちの思い出となるとともに、これからの人生をたくましく生き抜いていく基礎になると捉えております。

[12番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

河村志信君。

○12番（河村志信君）

ありがとうございます。

私自身がこの年になりましても、アウトドアということで登山をしたり、自転車に乗ったりということを楽しんでおります。自然から学ぶもの、体験から学ぶものというのは非常に大きくて、もちろん学校での教育、いろんな知識も必要ですが、やはり身をもって学ぶ、自然から学ぶものがやっぱり大きいという思いで今回質問させていただきました。

今回この2つのテーマ、スポーツ観光の育成、それから子どもたちが夢の持てる本巢市の遊び場、なぜこの2つのテーマを選んだかをちょっとお話ししたいと思います。

昭和という時代が終わってもう34年がたっております。いまだに昭和はよかったななどというのは、私たちの年代の悪いくせかもしれません、日本という国が大きく成長し、その時代に生きた世代のノスタルジーがそう思わせているのかもしれませんが、しかし、ある意味、それで高度成長という昭和が特別な存在ではなく、平成から令和という今の時代が本来の姿かもしれません。これが普通なのかもしれません。

かつてない高齢化社会を迎え、人口減少、少子化というとても困難な課題を抱えています。そして、高度成長のツケとも言える環境問題、先ほどの災害が増えているというのもその事例かと思えます。その目の前の避けられない課題を解決していかなければ、今後の時代を我々は生きていけないんじゃないかなと考えております。

本巢市が合併して来年で20年、その節目に、本市が大きくステップとして本市の未来の発展を願うものではありませんが、新たに本市に住んでいただく、移住していただく、こういう思いもございまして、今回スポーツ観光というものも提案させていただきました。

観光で本巢に来ていただくということは、これは努力次第で可能だと思います。いわゆるにぎわいの創出、高額な投資をして箱物を造るのではなく、自然を生かした遊び、登山であるとか自転車、ランニング、川遊び、そんなものを取り入れていただくことが本市のこれからにつながるかなと思っております。

ぜひともスポーツ観光への取組を進めていただき、子どもたちにとっても、また高齢者の方にとっても、やっぱりずっと住み続けたい、そして、ああ、本巢に住んでよかったなと思ってもらえるようなものを、私も議員の立場として今後も取り組んでいきたいと思えます。行政の皆さんにとっても、そのような思いで今後取り組んでいただければありがたいなということで、今回の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時、午後1時とします。13時から再開をいたします。

午後0時05分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、13番 鏑本規之君の発言を許します。

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今一般質問の冒頭に、教育長さんからさきの修学旅行の件について、経緯について詳しく説明をしていただきました。

私のところは、どういうわけか知りませんが、小言につけても何につけてもたくさん要望等々も含めて連絡が来ます。今日も一番最後に議場に入っただけでありますけれども、市長さんから今日は休みかと言われたけれども、早く来たくても来られない事情があったということでありまして、修学旅行のことについては報道関係からもいろんな報道があって、そのときの対応等々ということについてということと、当然、本巢市も糸貫中学校が修学旅行に行っていて新幹線が止まったということ、父兄においてはいろいろ心配事があったというようなこと、その中でどのような対応をしたのかということ、また1日延びたことについてどういうことかというようなこと、結構私のところに電話がかかりまして、今回も、議会が始まったからどうだということ、早く行かなあかんと行って電話が切りたくても切れなかつらさというのも市長さんならよく御理解いただけるかと思っておりますけれども、そういう中で、この新幹線が止まった、他市他県のところにおいては、判断が遅くてホテルに泊まることもできなかつた、狭い電車の中で一夜を過ごさなければいけなかつた、またホームで寝なければいけなかつたということについて、批判等も含めてテレビで多く報道されましたけれども、本巢市においては、教育長さん、市長さんの英断というのか、勇氣ある判断によって120名の方が、生徒さんが同じホテルに泊まれるということで、何の問題もなく済んだということで、議員としてはお金のかかることですから、うんというところもあるけれども、やはり子ども第一ということを考えれば勇氣ある決断でよかったなということであるし、逆に言うなら褒めてあげたいなという、この勇氣ある決断は褒めてあげて結構だろうというふうに思っております。

市長さんにおいては、前にもNHK等々で、全国ネットで放映されたことがあります。失敗を恐れなく決断という形で、大雨のときの災害ということで、住民を被害が出る前に、また大雨注意報が出る前に自らの判断で市民を避難所に出したということが、どういうわけか知りませんがもうまいことテレビ局がいて、それが全国ネットで放映されたということで、私よりも先に全国ネットで放映されたかなというふうでけなすかと思っていれば、よく考えてみたら私もNHKの12時15分の生放送で全国ネットで流れたことがあったから、私のほうが速かったかなというふうな思いをしておるところであります。

勇氣ある決断ということは、当然いいにつけ悪いにつけ批判が出るものでありますけれども、この勇氣ある決断があつてこそ物事が進んでいくだろうと思っております。

教育長さんにおかれましては、また担当の校長先生というのかな、私はもう修学旅行という50

年のようも前の話ですから、どこに行ったかということもあまり記憶にないぐらいですけども、学校の先生の心配、そういうのを考えると非常につらかったんだろうと思うけれども、そういうことについて勇気ある行動をしてもらったことについては、担当者というよりも市会議員として、また敬意を称するとともにお礼をこの場でさせていただきます。

また一般質問に移るわけでありませうけれども、私の一般質問は何にしてもやれやれということが多いことであります。

今回の一般質問については、さきの議会で農業委員会のメンバーをこの席で選んだわけでありませうけれども、農業委員会というものの立場、またどういう形でやっていくのかということも含めて理解した上で賛成、反対がなされるべきだろうという思いをしておりますけれども、まだまだそこまでの浸透がなく、私は私の知る限りの中で3名の農業委員会については反対としたわけでありませうけれども、この反対した理由については、やはり農業委員会のメンバーというのは、他の農業者に対しての見本となるべき農業をしていただきたいという思いから、やっていないというような批判の出るような方に農業委員会の委員という形になってもらいたくないなという思いでしたわけでありませう。

私が反対をした人が万が一にもそのトップに立ったとなると、またいろんな問題が起きるんじゃないかなと心配をするわけでありませう。何が心配かなというと、この本巣市の農業、隣の縁あって大野町、また揖斐川町、隣の瑞穂市等々を車で走ることが多々あるわけでありませうけれども、米を作っているのか草を作っているのか、麦を作っているのか草を作っているのか、よく分からないような畑がこの本巣市には結構目につくわけでありませう。隣のところを走っていても、そういうところが非常に少ない、これはなぜかなということをつくづく感じるわけでありませう。

その中で生産者の方たちにいろいろ聞いてみると、やっぱりきれいにしているところの農家の方たちはある程度の利益を得ている。利益が上がらないところは、やはりそんな無駄なことまでやりたくないな、またやる暇もないというような形でおろそかな農地の管理になっていくんじゃないかなというような思いをしておるわけでありませう。

そこで、本題に移るわけでありませうけれども、もうかる農業と、もうかる農業をするためにはどうしたらいいかということでありませう。今回の一般質問の質問内容については、もうかる農業のための農産物の直売所を造ったらどうだということでありませう。

さきの河村議員の質問の中にもありましたけれども、私のふるさとである愛知県は碧南市というところに視察という形で行ったわけでありませうけれども、なぜ視察に行ったかというと、碧南市の農家の方たちは、景気はどうですかと言うと、はは一、結構もうかっておるよと言うんですね。農家の人は結構もうけている。同じことをこの本巣市で聞くと、ちっとももうからないと言う。同じ農業をしていて、片方はもうかって片一方はもうからないと言う。何でかなということを考えるわけでありませう。

私もこの地に来て約30年近くになるわけなんですけれども、もうからないと何かしてあげたくてもできない。もう困っている人がいる、もうおなかがすいて飢え死にしそうな人がいる。けれども、

おにぎりがポケットの中に1つあれば、これを自分が食べるために持っていたとしても、持っていれば半分でも分けてあげることができるけれども、持っていないと分けてあげたいなと思っても、助けてあげたいなと思っても助けることができない。これも農業も何でも一緒なんです。そこにあって初めてできるんだらうという思いから一般質問に移らせていただきます。

碧南の農業をずうっと、私の親戚ですし、私も生まれてからずうっと長いこと40年以上碧南というところで育ってきましたし、農業というものの友達も結構いますし、本当に農家をやっている人はけなるとか思うぐらいいいうちに住んでいたし、先ほどの話じゃないですけども、遠足とか修学旅行へ行くときには、私の家とは相当違うだけのものを持っていくという、非常にけなるとかという思いをしたわけでありまして。なぜけなるとかという、結構もうけているから。

碧南に行くと、何々御殿と言われる立派なうちがたくさんある。ラッキョウでもうけておるところはラッキョウ御殿だと、一番びっくりしたのは芋づるでもうけて、芋の苗だけでもうけて、物のいっときだけしか売らないんだけど、あれも今までやったら、根っこが生えてきたら切ってまた売って、またすぐ生えてきたら切って売って、あれ、まるきり泥棒ぐらいもうかるというような商売を聞いたことがある。

ですから、もうかるためにはどうしたらいいかと、もう簡単なことなんです。自分が一生懸命作ったものについて、自分が利益の上がるだけの価格で消費者に売れば必ずもうかるわけなんです。消費者に売するためにはどうするかというと、まず売るところが必要なんです。

売るところが必要、けれども、売るところにいろんな人が出てくる。イチゴならイチゴを一つの例とするなら、イチゴを10人の人が作っていると10人が出てくるわけです。自分のものだけが売ればいいわけなんです、極端なことを言うと。人よりも高くても売ればいいわけなんです。売らなければならないかといったら、おいしいものを作るということ。おいしければ売れるんです。

昨日のテレビも見た方がおられるかと思うんですけども、「ポツンと一軒家」じゃないんですけどもポツンとスーパーという番組があって、私も何げなく見ていたんですけども、卵が1個100円以上だとか、お米も5キロで4,000円とか5,000円とかという高い値段。長嶋一茂だったかな、あれが、めちゃくちゃ高いですねと言うぐらいの高い値段だけれども、そのスーパーはちんこなスーパーだけれども、13億円の売上げがあるというようなことを言ってみえた。

高ければ売れるのではなくて、うまければ高くても売れるということ。そういうものを農家の人たちが一生懸命努力をして、人よりもおいしいもの、いいものを提供することによって、黙っていても価格が高くても売れる。同じ時間を同じようなことをやっているんだけど、もうかるから御立派なうちが建つというようなこと。

売らなければならない場所の、まず提供が必要であらうという思いをいたしましたので、造らなければならないか。ここの本巢市の立地条件等々を考えると、非常に我が碧南のあおいパークというところもまあまあなところなんですけれども、立地条件としてはこの本巢市はすごいところだなと。

その13億円売ったちんこなスーパーなんだけれども、隣にもうびっくりするような大スーパーがある。そのほんの隣に造っているんだけど、そこがようはやると。この本巢市も、大スーパー

とは言わないけれども、モレラというすばらしいお客様がたくさん来てくれる商業施設がある。そのお客様の10人に1人でなくてもいい、100人に1人でもその販売所に来て買ってもらえるということを前提とするなら、すごく立地条件がいいだろうという思いをしているわけであります。

今回、都市公園として、今公園が整備されている。名前がどういう名前になるかなと思って興味津々なんだけれども、どうももとまるという、私はもとまる公園がいいなとずうっと思っていたんだけれども、もとまる公園がいいか鰐本公園がいいかなということで非常に悩んでいたんだけれども、どうも鰐本公園という名前はつかないようでございますけれども、あれだけの遊園地みたいなものもできる。高速道路も開通をして、インターチェンジから直接ドライブインに下りてこられるようになる。他市他県からも来られるようになる、そういう条件の中で、また集客力の高いモレラがある。その近くに地元の農産物を直接売れる施設があれば、お客さんがいっぱい来てくれるんじゃないかなと思うし、この本巢市、先ほどの一般質問の中にも出ていましたけれども、観光資源となるものは何もないというような発言がありましたけれども、私から見れば、この本巢市ほど魅力のある、環境はいい、水もいい、畑の草まるけはまた別として、非常にいい環境である。碧南に住んでいた私から見たら、こんなすごいところはないなというぐらい魅力のあるところなんです。

ですから、来てもらって、お米もめちゃんこうまい。このうまいお米を、私はこちらに来たときにめちゃんこうまい御飯だなと思って。魚沼のほうに行ったとき、魚沼産という米も食べたけれども、魚沼産のお米と本巢市のお米を握りこにしてみんなに食べてもらった。どっちがおいしかったんですかといつて聞く。魚沼産がうまいといった人は一人もいなかった。本巢のお米のほうがうまかったと言って。おいおいすごいもんだなという思いがした。

うちのお母さん、私のふるさとに連れていって、私が八百屋をやっているときに、食堂でうまいうまいと言って食っておった食堂に行った。そこで同じようなものを食べたうちのお母さん、1口御飯を食べたら2口目はよう食べなかった。お茶を1杯飲んだらもう二度と飲まなかった。どうしたんだと言ったら、まずくて食べませんと。おまえ、どこのお嬢ちゃまだといつて私は聞いたかったけれども、そのぐらい味が違うんですね。

ですから、来て食べてもらえば、この本巢市のお米がいかとうまいかということが分かるんです。そうすれば今の倍ぐらいの値段で売っても、私は売れると信じているわけであります。ですので、どうかこの農産物を売れる施設を造りたいなという思いをしているわけであります。

そこで、私なりに計算をしました。私はもう平米とか何とかということはよく分かりませんが、坪数でいうと、多分私が造りたいなという施設の大きさは約3,000坪。その中に約200坪か300坪ぐらいの建物を建てて売れば、私の思うようになれば、今の道の駅の売上げの倍ぐらいは売れるだろうと確信をしておるわけであります。

当然、造るのにはお金が要る。どの程度のお金がかかるかなと思って、それなりの人に試算してもらいました。

3,000坪の土地の値段、値段は大体決まっている。埋立て工事、それから建物、そういうものを含めると約8億円ぐらいかかると言われました。8億円も宝くじが当たらない限りちょっと難しい

などということで、国のほうからどの程度の補助金がいただけるんですかとお尋ねをしたら、約4億円ぐらいは、半分ぐらいは出るんじゃないかというような回答をいただきましたが、そういうことも含めて、この本巢市にそういう農産物を直売する施設を造る構想はあるのかないのかお尋ねをいたします。

これは市長さんにお尋ねをいたします。お金のかかることですので、勇気ある発言を期待して、質問をさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それではお答えを申し上げたいと思います。

その前に、冒頭にお話がありました中学校の、災害に遭って大雨で帰ってこられた、旅行が中止になった話でありますけれども、常日頃から私は、皆さん、職員にいつも申し上げておりました。報告、連絡、相談と、いわゆる報連相をしっかりとしなさいよというお話をいつも申し上げておりました。

今回本当によかったのは、学校の校長先生等々含めて、それから教育長、そして私、スムーズにすぐ連絡をいただけた。その事態に巻き込まれたときにすぐ報告があり、そして相談をしていただいたということで、即座に私も判断ができたということで、教育長とすぐにもう何はともあれこれで列車が動くことはまずないだろうから、すぐやっぱり子どもを安全なところに入れようということで、そして金もかかりますと。金のことを言っていてはいかんと、金はその次の後だということで、まず泊まれるところをと。

どこでもそうですけれども、ちょうど中学生というと、やっぱりいろいろストレスがたまりますといういろんな形で体に変調を来します。先ほど鏑本議員の話にありましたように、他の学校の子どもたちはそれぞれホームとか列車で待っていたというようなこともあって、体調を崩したりした方々が結構出たという話も聞いておりますけれども、幸いこの本巢の中学校の生徒は全てホテルで泊まったということもありまして、誰一人体調不良を訴える子はいなかったと、そしてまた次の日に列車がなかなか手配できませんでしたが、最終的にはしっかりとした列車に乗って帰ってきて、お父さん、お母さん方に、夜の12時近かったようですけれども無事にお返ししたというのが実態であります。

やっぱり常日頃こういう事態があったというときには、報告、連絡、相談ということを絶えずしっかりとやりながらやるということが危機管理の一つのパターンでもありますので、今後もこういった例を参考にしながら、これからは災害時対応をしっかりとやるような形で、これからは職員と一丸となってこういった問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。

もうかる農業の話につきましては、まず御答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、見識のあるいろいろお話をお聞きいたしております。

本巢市では、根尾川の恵みを受けました肥沃な農地におきまして米や麦などの作付、また富有柿などの果樹の栽培、またイチゴやトマトなどの露地及び施設での栽培などが行われておりまして、いずれも生産者の皆様が手をかけ時間をかけ、県内外に誇れるおいしいものを作られております。

残念なのは、いつも岐阜県の農産物、物づくりもそうです、についていつも言われていることは、いいものはつくれる、つくり上手の売り下手ということで、しっかりとしたいいいものをつくるのは本当にそういう土地柄でもありまして、私どもはこの本巢市もまさしくそのとおり、いいものをつくられている、農産物も含めていいものがつくられているというのを自信を持って言えるというふうに思っております。

こういった農産物は、現在はJ Aなどに出荷されまして市場に流通していくのが一般的でございまして、こういったJ Aとかそういう市場に一般に入りますと、ほかのところの産地のものと同じように単価、特に特別な価格をつけるということはできなくて、やはり全国共通するような形での単価になっていっているというのが実態でもあります。そういうのが、この農産物の置かれている状況であろうというふうに思っております。

J Aなりに出されるもの、ほかに、私ども本巢市のほうは道の駅、または主要道路沿いの販売所、また個人によってはインターネットなどで花卉等は販売もされておられますけれども、こういったいろんな手段で販売をされております。

そういう中で、鏑本議員の御質問にもございましたように、愛知県碧南の農業活性化センターあおいパーク、これは先日、私ども職員も議員の皆さん方と一緒に見て来られたようです。報告でございすけれども、碧南のほうでは、農業と食と健康というのをテーマにして、農業と消費者を結ぶ体験型交流施設というようなことで、碧南市が平成10年に開設したというふうに伺っております。体験農園、また鑑賞温室とか、またJ Aが開催いたします産直市、また民間の方も入って営業するレストランというようなものも有する複合施設というふうにお聞きしております。私は現地に行っておりませんので聞いた話でありますけれども、そんな施設のようでございます。

また、我々の本巢の近隣では、お隣の山県市に類似した施設がありまして、山県市のほうは民間が整備・運営している体験農園というのもありまして、この農園では、イチゴ、ブドウ、ブルーベリー、サツマイモなどをハウス栽培しておりまして、敷地内には飲食店も造ってあるようでありますし、またレストランを併設した近隣の農産物直売所とも連携して事業を展開されていると聞いておりますし、これは道路沿いにありますので、時々私も山県市のほうを通過して関のほうへ抜けていくときに通ったりしますけれども、場所はここにあるなど思いながら、ここへと言いながら入ったことはありませんで、いつ見ても何かちょっと、私の口からは申し上げにくいんですけどもあまり人がいないもんですから、これは何をやっておるところかなと思いつつも横目に見ながら通っておるわけですけども、土・日を見ていませんので、土・日はそれなりの人が来ているのかなという想像はしておりますけれども、そんなような施設ができております。

私どもの本巢市におきまして、こうした今、私どもの市には産直の販売所というのではなくて、

J Aなんかを通じながら道の駅、それから農協が経営いたします物産所等、それから真正の市場というのがございまして、市全体で5か所ほど今農産物を販売するものがございます。

そういう中に、ただ残念なのは、体験農園、それから飲食を伴ってやるところが道の駅に若干ありますけれども、農産物をしっかり食べられるような飲食店舗というのが併設した施設にはなっておりません。

ということで、今提案がございましたような施設ができてオープンできれば、そうすると交流人口の増加と言えるものも見込まれて、また、地域農業の活性化にもつながっていくんじゃないかと、そしてまた観光産業の振興にもつながっていくんじゃないかというふうに思っております。

そういったことで、こういった農産物等の販売所を建設するということになれば、先ほど来お話がありますように、誰が主体となって整備して、そして造った後、いわゆる管理運営、建物を造ってもその後の管理運営を誰が責任持って管理運営するのか、そしてまた、造るに当たってはその財源、先ほど来2分の1と云々と言っておりますが、国の今いろいろ補助金は、どちらかというと役所が主体になると率は低いんですが、どうしても民間を中に入れると、いわゆる補助金だけじゃなくて貸付、起債、貸付金なども総合的に支援できる仕組みが、国の制度は大体、農水省、経産省の補助金というのは、民が入って役所と一緒にやってやるとかなりいい率であり、また貸付金などもしっかりフォローできるというようなのが一般的でありますので、我々としても、やるとするとそういう方向を考えながら、実現に向けて課題を整理したりしながら慎重に進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても夢のある話でありますし、またこれが具体化して本格的にオープンすれば、それなりの効果が出るような管理運営をしっかりとしながら、皆さんの知恵をいただきながらやっていくことを一緒に考えて前に進めていく、そんなことが実現できればというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

この直売所を造るということについては、それぞれの思いがあるであろうと思って、私は商売人ですので造る以上は必ずもうけるというのが私の信条であります。建てるものにはお金をかけない、造ったものをもう一つ別の方法で利用するという。

この本巢市にはイチゴ狩りもできる施設もありますけれども、私はこの3,000坪の中でイチゴ狩りもできるようにしたい、柿狩りもできるようにしたい、オーナー制度の柿もやりたい、農地もオーナー制度でやりたい。そういうために人寄せパンダではないんですけれども、人を寄せるための施設が必要だと思っているわけであります。

誰が運営するかということについては、やはり農業をやっている人たち、前向きに農業をやれる人、また売ることが上手な人たちの協力を得ながら、そういう人たちで組合、もしくは株式会社な

どをつくってもらって、そこに委託をしてもらえればそれなりの知恵が働いてもうけるだろうというふうに思っております。

本巢において一つの例でいうなら、ジビエのところなんですけれども、あれも市長さんの勇氣ある決断から物事が始まっていると。京都の京丹後市というところもイノシシや鹿がたくさん出て困っているというところ、市がやっているそういう施設を視察に行ったけれども、どこの施設を見ても全部赤字だと言う。なぜ赤字かなという、私が見てそれなりに感じたことを市長さんに提言した。それなら鍰さやってみるか。それなら造るものは市で造ってあげるから、後の維持運営は鍰さ、おまえの思いでやってみろと、誰かに任せてやってみろと言われて、決断をしていただいた。反対の人たちが相当いたけれども、現実やってみたら1年の赤字がなくて、当初から今もずっと黒字になっている。俺もその中にひとつ乗っておけばよかったなと今深く反省をしておるところでありますけれども、非常にもうけているということでもあります。

これも一つの勇氣ある決断という、先行投資の一つだろうというふうに思っております。そういうことも含めて、農協さんに頼る、頼るところは頼る、助けてもらうところは助けてもらいながら、何とか近いうちにこの農産物ができるような販売所ができることを、高速道路のオープンと同時に、開通と同時に、それが運用できるようなふうをお願いをしたいと思っております。

このことについては、国のほうに対しても要望書を持っていき、また、どういう知恵を借りたらいいかということもヒントをいただいております。試験的な、よそのモデルとなるような案でやれば、3分の2までは国のほうから援助をしましょうという言葉もいただいておりますので、知恵のある人の知恵を借りながら、モデルとなるような販売所を造るようにしていきたいなというふうに思っておりますので、どうか私も共に汗をかきますので、市長さんのほうにおかれましても超前向きに検討していただくことを切にお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、今回プールも中止になって、直すのに3億円も4億円もかかるというようなことを言われている。市民の中においては再開をせよということをおられる人もいる。再開するのは大いに結構なんだけれども、お金が要りますよということなんです。私は商売人ですので、お金のかかることはあまり賛同しないというのが私のモットーであります。そういう中で、野球場が、練習するところがない、サッカーの練習するところがない、何とかならないかと言われる。

本巢市の中において、根尾川においてサイクリングロードというものができた。私はまだできたとは思っていないんですね。ようよう一部が完成したと思っています。最終的には、あのサイクリングロード、もっと長くして、円につないで7キロぐらいの距離にして、マラソンもできるようにしたい、レースもできるようにしたいという思いもあるわけでありまして。

けれども、あれだけの整備をするだけで終わってはもったいないなど。河川は、私はいろんなところに陳情に行きながら、今、川をきれいにしているし、あれだけの川の中には広大な土地がある、あれを有効利用しない手はないだろうという思いがあるわけでありまして。

サッカー場にしても野球場にしても広ければいい、そして平らにしてあれば何でもできる。先ほどの誰かの質問の中に、子どもは遊びの名人だと、環境さえ整えておけば、広ささえ整えておけば、

遊ぶこと、ルール等々は子どもで勝手につくっていく。ですので、河川敷をいかに有効に利用して、市の管理の下においてサッカー場を造るなり、野球場を造るなり、そういうことをもっと有効に使うことを考えてはどうかという思いで、5月23日に木曾川上流河川事務所、通称木曾上というところの所長さんである板垣さんといろいろとお話をしてきたわけでありすけれども、この人も少し変わった人で、どちらかという現場型というよりも博士型の人で、ルールにとらわれなくて、こういうことをしたらどうだという提案型なんです。大いに結構だと。河川法に触れない程度のことならどんどんやりなさいということで、また本人も水がないところにアユが登っていけるような、そういう試験もしてみたいでと、漁業組合の私、組合長ですので、そういうことをしたいので許可をくれと言って逆に頼まれたぐらいで、ちょっと変わった人なんですけれども、非常に私から見ると理解が深い。

ですので、サイクリングというのか自転車の競争にしても、あそこで何かモトクロスみたいなことも河川の中はできるんですね。何せ土地がただですので、使用料金も多分要らないだろうと思うので、草刈りだけきちんとしておれば広い広大な土地が子どものために開放できる、また市民の人に開放できるという思いがあって、今回の質問をするわけでありすけれども、スポーツ等々をするための有効な利用法として河川敷を利用する方法、そういうことは考えておられるのかお尋ねをいたします。

これも市長さんにお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2つ目の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

スポーツの今回は御提案でございます。

スポーツを楽しむ市民の方々のために、サッカーや野球場などの施設を設置することは可能かと、またその構想についてどうだというのがお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

本巢市は、ウォーキング・ランニングまちづくりを中核に、健康なまちづくりを推進し、元気で笑顔あふれる本巢市を目指しているところでございます。

本巢市では、市民の皆様の様々なニーズに応じた施設を提供し、日頃からそれぞれの施設でスポーツを楽しんでいただいているところでございます。

今回御提案のございました根尾川河川敷には、昨年度サイクリングロードを整備させていただきました。これも鏝本議員のほうからお話がありましたように、今回も整備したところは、取りあえず河川敷内で国の工事が整備されたところを使わせていただいたということで、これからまた国のほうが多分、河川敷の中を順番に木の伐採等もやりながら整備していくと、当然また上下に、南や北のほうに伸びていくと思いますので、そのときにはまた今あるサイクリングロードと合わせるような形で少しずつ整備していけるといいなというふうに思っております。

いずれにしても、木曾上には、国のほうにお願いすれば貸していただけることでもありますので、そういったことも前提に考えていきたいというふうに思っております。

このように、河川敷を今まで使わせていただいて、今回新しくサイクリングロードを造りました。日頃から河川敷内にあるいろんな施設につきましては、市民の方が日常的に御利用していただいております。藪川橋の近くのところでは、グラウンドは、毎週日曜日なんかは皆さん方がいっぱい使っておられます。そういうようなことで、日頃皆さん方は健康づくりの場ということで、それからまたスポーツを楽しむということでやっていただいております。

また、このサイクリングロードにつきましては、先ほど来お話も議員のほうからも河村先生ですかね、お話がありましたけれども、自転車のシクロクロスの大会としても使っていただけるというようなことのございますので、早速造ったところを関連してお使いいただけると大変うれしく思っております。

そういった中で、御提案でございましたサッカーや野球などができるグラウンドの河川敷の設置というものにつきましては、お話がありましたように板垣所長さん、私も大変前向きな所長さんだというふうに思っております。お話を聞きましても、研究型の所長さんで、次から次に新しいことというんですか、チャレンジすることがかなり大好きな所長さんでありますので、お話ししてもやはり前向きにお話しされる方のございます。そういった方が今おられますけれども、基本的には木曾上のほうも河川の利用について、いわゆる河川を専有的というんですか、要するにほかの人が使うことを制限するような使い方は駄目ですけども、皆さん方がそういう条件に制限されるようなことがないならば、整備することは可能ということは聞いておりますので、今までもグラウンド等々、公園とかで貸していただいております。

今回もサッカー場とか野球場というようなことを、河川の中に大きな構築物を造らない限りは貸していただけるんじゃないかと。ただ、その前には、先ほどサイクリングロードの話のところにもありましたように、河川内の整備が先行いたしますので、河川内の整備に合わせて私どものほうも、使えるところがそういうところで、サッカーとか野球などで使える場所が出てれば、そこをお借りして整備をして、市民の皆さん方に幅広く使っていただけるように、こちらの市の町なかのほうに整備するばかりが能じゃなくて、やっぱりこうした河川も有効活用させていただいて、数多くのスポーツを楽しめる場ができるということは市民にとっても大変いいことでありますので、ぜひそんな方向を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

時間が迫っておりますので、話をまとめて終わってください。

○13番（鏑本規之君）

75になりましたので耳が少し遠くなりました。目も悪くなってきたので、時間もよく分かりませんけれども、思うことがありますので、今、市長さんの前向きな答弁の中で、まだ途中なかですよ

ということであります。

河川の中の工事が済めば、順次進めていくというようなことでございますけれども、木曾上の所長さん等と、また国交省、私がいろんなところに陳情に行ったりお話をしている中においては、大野橋までは何とかきれいにしていくというふうでございます。ただ、残念ながら国の予算というものもありまして、一遍でやるわけにはいかないということでもありますけれども、徐々に徐々にということもあります。そういう形で、河川のことについては面白い話もあったわけでもあります。

今回、昨年の予算の中で河川の中の砂利採掘等々の予算をお願いしたところ、県のほうにおいては、要望のあった金額、私は約3,000万ばか要望したわけでもありますけれども、1,500万ぐらいしか金がないからもう半分しかやれんぞと、半分でもやってもらえればありがたいなということで了解をしたわけでもありますけれども、大西議長が議長会に行って、東京で、おい鏝さ、面白いところに面白いお金がまだ残っているぞという情報をいただいて、河川についての予算はまだ少し残っているというようなことを聞きましたので、即何とかせよということで東京に陳情に、お願いに行ったわけでもありますけれども、やはり情報というものは早く知ることが大事でありまして、補正予算ですと3,000万の予算をつけていただいて、河川の中の砂利採掘、中州の撤去をしてもらえたわけでもあります。

考えてみたら、本予算で1,500万、補正予算で3,000万ということは、1.5倍の仕事が達成できたということで非常に喜んでおるわけでもあります。

これも早い話が情報の共有ということと、もう一つは、どこまでいっても勇気ある決断という、その決断をすることによってこの本巢市はだんだんとよくなっていくだろうと。

自動車学校、今回私は75になって、後期高齢者ということで、免許証の書換えに行ってきたわけでもありますけれども、何せ面倒くさい講習というものがあって、わけの分からんものが絵が出てきて、後からどうやってやれとって、まあ面倒くさいことをやらされて、もうちょっといらいらっとしておったんですが、考えてみるとあの自動車学校は、この本巢市から北方の自動車学校がもし本巢市になかったら、お年寄り、私みたいに75になった人は相当遠くまで行って講習等々を受けなければいけなかったかなと思うんだけど、あの自動車学校も、高速道路ができることによってもう廃業をするというふうになっていたものを、市長が、あれがなくなると、鏝さ、年食ってから非常に難儀するよということで、何とかしなければいけないという、そういう話から設計の見直しから、後でやれるようにという形で、高速道路ができた後も自動車学校がそこでやれるようにということで、その当時の国交省の所長であった石井所長と2人でごちよごちよ話をして、結果的に全ての工事が国交省のお金でできて、そして高速道路ができた暁には、また今のところに北方の自動車学校が再開できるというまでしてもらえた。これも勇気ある決断だろうというふうに思っておりますので、今回の私の質問2点でございますけれども、勇気ある決断をしていただいて、前向きな検討をしていただくことを切にお願いをして、私も汗をかきますので、よろしく願いをして一般質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

○13番（鏑本規之君）

まだ10分もあるやないけ。

○議長（大西徳三郎君）

どうぞ退席してください。

続いて、1番 吉村知浩君の発言を許します。

○1番（吉村知浩君）

通告に従い、順次質問させていただきます。

初めての質問は、上限である5つの質問をさせていただきたく思います。

何とぞ初めてのことばかりで、30分という時間配分が分からないため、途中で終わるのか時間が余ってしまうのか分かりません。先輩議員各位、また市長をはじめ皆様、どうか温かい目で見守っていただきたく存じます。

さて、質問に入る前に、先ほどいろいろ議員さんたちや市長からもありました中学校の問題、その前に行った議員の研修会で私が一番強く思ったのは、碧南市役所にいる職員が伸び伸びと自分の思ったことを実行して、ほかの議員の方から、何で給料が変わらないのにそんなに一生懸命できるんだという質問が出たぐらい伸び伸びやっていました。

今回の中学校の修学旅行の件を初めて聞いたとき、真っ先に思い浮かんだのがそのことでした。教育長が批判も覚悟しながらも前向きな決断をしていただいとった部分、私も4人の子どもを持つ一人の親として大変誇らしく思います。

僕も友達から、それって税金から出るのと言われました。これも批判の一つだと思いますが、私は胸を張って、これは絶対に必要なことだし理解してほしいということをお願いしました。

私の友達も、3人の友達の子どもが実際に電車の中で一晩過ごしました。1人の子は精神安定剤を飲んでいる友達がいて、薬が切れて、もう情緒不安定な状態の友達を一晩中ずうっと話しかけていたという話を聞きました。実際にそういった子どもはいると思います。また違うことでも、閉じ込められて一つの空間にいることがすごく負担な子どもたち、たくさんいると思います。そういったことも踏まえ、大変ありがたいなと思いました。ありがとうございました。

さて、質問に入らせていただきます。

これも、今枝議員からの質問もあったと思います。重なるところが多いと思いますが、奨学金を利用し大学を卒業し、本巣市に在住する市民に対しての返済救済制度について、少子化対策や本巣市で働く人材の確保の観点から見ても必要性を感じています。

1つ、奨学金の返済に対する市の政策はあるか。また、今後、奨学金返済肩代わり制度についての検討はということで、よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

奨学金返済に対する市としての政策につきましては、先ほどの今枝議員の御質問におきまして御答弁させていただきましたとおり、現在、大学を卒業された方を対象とした奨学金の返済に対する制度はございません。

しかしながら、大学に進学にされた方の約半数が奨学金制度を利用し、卒業後も奨学金を返済されていることから、県内の他の自治体においては、市域外からの転入者に対する奨学金返還支援を行っているところ です。

議員御指摘のとおり、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、国内の生産年齢人口が減少し、2040年頃には超高齢化社会が到来することが見込まれている中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸問題に的確に対応し、持続可能な形で質の高い行政サービスを提供する必要がありますことから、総務大臣主催の研究会として自治体戦略2040構想研究会が平成29年に設立され、同年に2次にわたる報告がなされ、第1次報告におきましては、2040年頃までの6分野における課題が整理され、その中には、労働力と産業・テクノロジーの2分野において労働力不足や生産性の低下等が課題として報告されているところ です。

本市におきましても、令和2年の国勢調査においては、人口が前回調査と比較して約1,000人減少するなど、2040年問題以前にも労働力不足が危惧されているところ でございます。市に在住する方に対する奨学金の返還支援につきましても、今枝議員の御質問のIターンやUターン促進の奨学金返済支援策と併せて、居住要件や市内における就労要件等、関連する部署と連携を図り、国や他の自治体の奨学金返還支援制度の取組状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村知浩君。

○1番（吉村知浩君）

前向きな検討、ありがとうございます。

制度をつくることはとても大切なことだと思います。しかし、本当に大切なことは、本巢市にとって意義のある、そして本巢市民にとって活用しやすい制度づくりにあると思います。ぜひ一人でも多くの市民の助けになり、ひいては本巢市に住んでいけば安心して子どもを持ち、育児に専念できると思ってもらえるような制度づくりを何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

私は小さい頃からサッカーが趣味で、今でも40歳以上のチームに所属して、中学校の練習に参加したりとかいった部分でサッカーを今でも楽しんでいます。

先日、40歳以上のサッカーで、ほかのチームの方と練習試合をしたときに、選手同士が衝突して、そのときは心臓云々ではなかったですが、ぶつかって倒れた後で大きないびきをかいて寝るといってちょっと危険な状況に陥って、救急車を呼んだ事例がありました。そのときに同じチームのチーム

メイトが、AEDがないのってちょっと怖いよねといった部分で質問させていただきます。

市内の運動施設にAEDが配置されていない箇所が数か所あるという問題について、現在、市内におけるAEDの設置状況は。そして、今後の設置予定、計画はあるかどうか、よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

市内の施設におけるAEDの設置状況、今後の配置予定、計画についてお答えします。

市が提供する施設で大切なことは、安全・安心な条件整備が最優先であり、市民の健康、そして命を守り抜くことです。

市内の屋外運動施設は12か所あり、どの施設も市民の方々の健康増進、スポーツ振興のために有効に活用していただいています。その施設において、誰もが安全で安心して利用していただけるように施設の環境を整え、万が一のときにおいても対応できるよう、設備や備品を整備しています。その備品の一つとしてAEDがあります。

現在、本巢市内の屋内の体育施設にはすべてAEDが設置されています。屋外の施設においては、糸貫川スポーツクラブプラザに2台設置されていますが、そのほかの屋外運動施設にはAEDが常設されていないのが現状です。

これまで屋外運動施設でAEDが必要になった事例はありませんが、今後のことも考慮し、全ての屋外運動施設においてAEDの設置ができるかどうか検討を進めていきます。

AEDは人の命を助けるための重要で精密な装置であるので、その保管・管理は徹底する必要があると考えております。そのため、それぞれの施設が、近くにAEDが設置された市の施設があるのか、AEDを適切に保管や管理できる場所があるのかなど、各施設の設置条件によりAEDの設置や貸出しなど配置方法について検討してまいります。またあわせて、利用者には非常事態の場合、誰もが自信を持って使用することができるように救命救急講習やAED講習の啓発も行ってまいります。市民がより安全に安心して施設を利用していただけることを最優先に、各施設の環境整備をしていきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村知浩君。

○1番（吉村知浩君）

AEDの設置は、かかる経費や過去の使用実績を考えると、全ての施設に設置することが必ずしも本巢市にとって大切なことであるとも一概には言えないのも事実だと思います。しかし、施設利用頻度や人数、使用する年齢層を考慮し、どこに設置するべきか、もし施設利用頻度が低いところ、またAEDの盗難が十分懸念される箇所におきましては、近くのAEDを設置した箇所を周知する

などの対策を取っていってもらえればいいかなと思います。

何より、いざというときにはAEDを使用し、市民の命が守られるように、特に少年団や部活動関係者にはぜひAED使用講習をはじめとする救命救急講習の受講を促していただきたいと思っています。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

災害時の指定避難場所にスロープがないことについて、現在の認識と設置の計画はということで、よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、現状の認識と設置の計画につきましてお答えをさせていただきます。

市の指定避難所は、災害の危険性があるため、避難された市民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、また災害により自宅に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です。市内の各小・中義務教育学校の体育館や校舎をはじめ、合計32か所を避難所として指定しており、避難情報の発令とともに開設いたします。

市の全ての指定避難所において、スロープ等の整備により、入り口までは車椅子の方でも施設内に避難することができますが、施設内の全ての段差等をバリアフリー化するまでは進んでいないのが現状となっております。

一方で、指定避難所で避難生活を送ることが困難な高齢者や障がい者等、その他特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるため、令和4年度にバリアフリー化や多目的トイレが整備された市内の13施設と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結したところでございます。大規模災害時には、この協定に基づき、市の要請により当該施設を福祉避難所として開設するため、指定避難所に避難された方で特別な配慮が必要な方は、開設されました福祉避難所に移り、避難生活を送ることとなります。

ただし、この協定に基づく福祉避難所は、必要に応じて開設する2次的な避難所であり、避難情報発令後、用配慮者の方もひとまずは指定避難所に避難することとなるため、地域の実情や災害の種類等で、開設の優先順位の高い施設から、施設内にもスロープ等の整備を進めるように検討していきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村知浩君。

○1番（吉村知浩君）

再質問をさせていただきます。

福祉施設が13か所、今契約しているとのことですが、福祉避難所の受入れ可能人数及びその福祉

避難所に入る対象者の人数は把握されているでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、この福祉避難所への避難対象者の方でございますけれども、要介護3以上の方、身体障害者1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、65歳以上の独り暮らしの方など、要支援者名簿に掲載されている方は6月7日現在で1,297人の方でございます。このうち、身体等の状況が施設等へ入所するには至らない程度のものであって、専門スタッフの援助等が必要な特別な配慮を要する人が、この福祉避難所への対象者ということになります。

また、福祉避難所の受入れ人数でございますけれども、現在、福祉避難所として老人福祉施設13施設と協定を締結しておりますけれども、その人数は合わせて278人でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

今、1,297人に対して受入れ可能が278名と、大分少ないとか足りないというのが実情だと思います。今後の福祉避難所の開設予定はありますか、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

再質問について総務部長に答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、対象者に対しまして受入れ人数は満たされていないという状況でございますので、今後もバリアフリー化や多目的トイレが整備された施設との災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を進めるとともに、既存の指定避難所においても、開設の優先順位の高い施設から施設内にもスロープ等の整備を進めるように検討していきたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

要介護者と健常者という分け方だけでなく、要介護者も私たち同様に不慣れな避難生活を家族と

過ごしたいと考えます。避難時に骨折して車椅子や松葉づえを使用している等、予期せぬことが多く起こると思います。計画性を持って避難所の整備を進め、自助・共助の精神を根づかせ、市民同士が助け合い、指定避難所で生活可能な人は指定避難所で避難生活を願う、そういったことも大切だと思います。

現在、総務課で進めている防災士の資格取得人数も増えてきています。ぜひ地域防災コミュニティーを活用し、自分の命は自分で守る自助、地域で助け合う共助の精神を根づかせ、それが可能となる環境づくりを行政のほうで整備していく、そういったことが大切だと思います。引き続きよろしく申し上げます。

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

道路の指定区域の変更について。

財政がない中、大きな道路が増えてきています。維持管理の支障が懸念されると思い、質問させていただきます。

1つ目、長良系貫線や西部連絡道路など、大きい市道と狭い県道の管理を切り替えてはどうでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、市道と県道の管理の切替えについてお答えのほうをさせていただきます。

これまで、東海環状自動車道の開通に向けて（仮称）岐阜インターチェンジ及び（仮称）系貫インターチェンジ周辺地域の道路網整備を効率的に進めるため、岐阜県及び本巣市を含む周辺地域の市町が将来的な道路網について検討を行い、広域的な幹線道路となる長良系貫線は県が管理者となり、現道の一般県道屋井黒野線は市に移管することで協議が進められてきました。これに伴い、本年度中に一般県道屋井黒野線を市道認定する予定で現在進めております。

また、西部連絡道路線などは、物流を担う大型車や商業施設を訪れる一般車等の交通量が増加しておりますが、これは並行する県道から新たに整備された市道に交通量が転換してきたことが一つの要因として考えられます。

今後、市内の道路網を検討する上で、幹線道路としての機能を担う西部連絡道路線などは県へ、地域の生活道路としての性質が強くなる県道を市へ移管することが望ましいと考えられます。

また、移管することにより、市が管理する道路の面積や交通量等が相対的に減少するため、舗装修繕等の維持管理費の軽減が期待されるところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村知浩君。

○1番（吉村知浩君）

恒久的な道路の維持管理における市の負担軽減を考える意味で、大きな効果が見込めると思います。ぜひ進めていただきますようによろしく申し上げます。

それでは最後、5点目の質問に入らせていただきます。

市内の橋梁の実情についてです。

今後、公共工事において計画性を持って行い、可能な限り国や県の補助を活用できるようにすることが大切だと思います。

それでは1点目の質問、橋梁点検の判定状況は。また、危険な橋梁はないかお答えをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木産建部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

橋梁の判定状況及び危険な橋梁についてお答えさせていただきます。

橋梁点検につきましては、平成26年に道路橋の定期点検が法定化されたことにより、本巢市内の全ての道路橋を5年サイクルで点検することとしております。

現在、2巡目の点検を実施しており、本市が管理する道路橋は787橋あり、判定Ⅰの健全な状態の橋梁は592橋、判定Ⅱの予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい橋梁は181橋、判定Ⅲの早期に措置を講ずるべき状態の橋梁は14橋、判定Ⅳの緊急に措置を講ずべき状態の橋梁はございません。

定期点検の結果、判定Ⅲの道路橋につきましては、令和4年度までに12橋の修繕が完了しており、現在、残る根尾地域の上原橋と与戸橋の2橋を今後修繕していく予定でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

2点目、整備進捗状況は、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木産建部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、橋梁整備の進捗状況についてお答えさせていただきます。

橋梁点検の結果により判定Ⅲとなった道路橋につきましては、毎年計画的に修繕を実施しております。令和5年度は上原橋の修繕を予定しており、残り1橋となるところでございます。

今後も5年サイクルで定期点検を実施することで道路橋の健全度を把握し、計画的に修繕を行い、

長寿命化に努めてまいります。

判定ⅢやⅣの道路橋につきましては、道路メンテナンス事業費補助金及び辺地債などを活用し、計画的に修繕を行い、市民の安心・安全な暮らしの確保と円滑な交通の確保に努めてまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村知浩君。

○1番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

現在、建設業はメンテナンスエキスパート、通称MEという資格取得者が本県市内も少しずつ増えてきていると聞きました。現在市内に何人資格者がいるか、また今後MEを活用していく予定はあるかお答えください。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産建部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、MEの取得状況と今後の活用についてお答えのほうをさせていただきます。

まず、MEとは、平成25年から実施されております、こちら養成講座のほうの受講を行い、道路橋、トンネル等の点検や補修などメンテナンスに関する高度な技術を取得し、発注者、受注者の立場を超え地域貢献する技術者のことでございます。

MEの市内の取得状況につきましては、市内の建設業者が9名、測量業者が3名取得しております。

MEの活用につきましては、小規模橋梁の点検、修繕の業務など、調査・点検から対策候補の提案、工事の実施まで一括してMEを有する業者へ発注することもできます。また、早急な対応が可能であり、近年老朽化が進む施設に対して適正に維持管理していくためにも重要な存在でございます。

しかしながら、現在本市におきまして、この小規模橋梁に関わるMEを活用した事業の事例等はありません。今後、このMEの活用につきましては、MEを有する建設関連業者の方々からの御意見や取得状況などを確認しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

私も建設業に関わる人間として現場に見合った補修方法の選定や、低コストで大きな効果をもたらす材料や工法の選定の重要性は痛感しています。その専門知識をしっかりと身につけて学んできたME取得者を有意義に活用していただきたいと思っています。

また、現在は、市の職員でMEの資格取得者はいないと聞いています。ぜひ職員でも取得者を目指していただけますようお願いして、私の質問を終えたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。2時40分まで休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、2番 高橋知子さんの発言を許します。

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

議席番号2番になりました、高橋知子です。成長しました、少し。初心忘れずこれからも頑張っていきたいと思います。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

主に3つの質問を予定しています。

今月1日、政府から次元の異なる少子化対策の素案が公表されました。いろいろ提案されていましたが、私が特に注目したいなというふうに思いましたのは、所得制限を完全に撤廃した児童手当の拡充やこども誰でも通園制度です。この2つに共通することは、どの子どもも同じ支援を受けるということです。支援には限りがあるので、例えば保護者の所得に応じた支援や就労証明がある保護者の子どもを優先して預かるなど大切なことではありますが、それ以上に子どもの数が減っているということです。

世の中も、保護者も、子どもを育てる環境も非常に多様化しています。子どもたちの生き方をより尊重することができるこども基本法という法律も新しくついにできました。変化に対応できるだけでなく、その先を見て、いち早く今に対応できる、これからもそんな本巢市であってほしいと思い、今回も子どもや若者に関する質問をしまいたいと思います。

1つ目の質問は不登校についてです。

今回、今枝議員の御質問にもありましたように、何度も話題に上がる不登校の話ですが、今回は自分も含め多くの方々がいまだに持っている、不登校というものに対するどこかしらある負の感情というものをなくしたいという思いも込めて質問します。

近年増え続ける不登校の子どもたちの数は、今枝議員の御発言の中にもありましたように、過去最多となっています。大変すごい増え幅で、発表されたときは本当にびっくりしたのを覚えています。不登校の原因があるならば、それを解決していくことはもちろん大切で、こちらについても、本巢市でも本当に子どもたちのことを考えられています。いま一度、本巢市の現状と今後について

質問し、子どもたちや保護者の方にしっかりと伝わればと思います。

まずは、本巢市の不登校の児童・生徒の現状についてお聞かせください。お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の不登校児童・生徒の現状についてお答えします。

不登校については、学校教育における喫緊の課題であり、昨今の急激な環境の変化から、どの子にも起こり得るものと言えます。コロナ禍により不登校児童・生徒の数はさらに増え続け、昨年度末には全国の小・中学校で24万人と過去最高の状況になっています。岐阜県内の不登校児童・生徒も前年比27%増で過去最多を記録しました。

令和4年度の本巢市内の年間30日以上欠席した不登校児童・生徒については、小学校で35人、中学校で53人となっております。1,000人あたりに換算すると、小学校は20.7人、中学校は53.1人となり、県や全国と同じような状況となっております。

不登校の要因につきましては、家族の問題や本人の無気力など様々な要素が絡み合っていますが、学年が上がるにつれ、学習への不安や学校での人間関係に起因するものが増える傾向にあります。特にここ数年は、新型コロナウイルス感染症に対する不安や、人との直接的なコミュニケーションが減っている状況が不登校に拍車をかけていると捉えています。

また、全国的な傾向として、小学校6年生から中学校1年生になると、学習面の大きな変化や部活動などの生活の変化、新しい人間関係などから、いわゆる中1ギャップという状況が見られ、不登校生徒数がほぼ倍になるといった状況が見られます。さらに、幼稚園等で頑張っていた子が、小学校での生活や環境の変化になじめず、不登校になってしまう小1プロブレムの問題を抱えた児童もいます。

本巢市ではそれらに対応し、昨年から今年度にかけて、就学・入学前から幼稚園・小学校の、そして小学校・中学校の連携を丁寧に進めたことにより、本年度の入学式で、小学校1年生、中学校1年生の欠席者がゼロであったことは、非常に大きな意味があると捉えています。

今後も児童・生徒の様子をよく見届け、不登校の未然防止、早期発見、早期対応につなげてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

本巢市ならではの幼・小の連携など、本当にできるところを先に対応してくださって、とても成果が上がっているということでありがたいなというふうに思います。

教育長が一番最初におっしゃられたように、不登校というのはどの子もなり得る可能性がある、

そこが本当に大切なところだと思います。今年は早めに梅雨に入りまして、先ほどもすごく雨がたくさん降っていましたが、健康な子どもでさえも、やはりこの季節というものは何かといろいろおっくうになりがちですし、学校に行きたくない、保健室や相談室もあるということなんですけれども、そこにさえも行きたくないと思う子どももいるかもしれません。そんなときに、まずある選択肢が適応指導教室です。

本巢市の適応指導教室である「たんぼぼ」と学び舎の事業内容と現状についてお聞かせをお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の適応指導教室である「たんぼぼ」と本巢の学び舎の事業内容と現状についてお答えします。

「たんぼぼ」と本巢の学び舎は、どちらも不登校の子どもの社会的自立を目指した居場所であり、保護者の相談窓口にもなっています。大きな違いとしては、「たんぼぼ」は心のエネルギー補給の場として、心を解きほぐす教育相談を中心に行っており、本巢の学び舎は行動のエネルギー補給の場として、学習支援や体験活動支援を行うことを中心に行っているところにあります。

「たんぼぼ」は、一人一人の子どもに合った通室として、初めは通える時間に来て、少しずつリズムを取り戻す支援を教育相談総括指導員が行っています。現在、中学校1年生の生徒とその保護者が継続して来室しており、少しずつ登校へのエネルギーを蓄えているところです。これまでには、「たんぼぼ」に1年半、週2回通い続け、教育相談総括指導員との相談や活動の中で心のエネルギーを蓄えた生徒が、見事に高校進学を果たし、元気に登校しているといった事例もあり、「たんぼぼ」卒業生は何十人もいます。

本巢の学び舎では、不登校対策指導員として教員免許を有する退職校長が個に応じた学習を行っています。なかなか字を読めない困難さを持っていた児童に対し、指導員手作りのカードを並べて言葉をつくる活動等を繰り返し、自分で長い文章をつくって楽しむところまで成長して、現在は元気に学校に登校できるようになったという事例などがあります。昨年度は13人の児童・生徒が通室し、少しずつ学校に足を向け、不登校が改善された児童・生徒が9人おりました。本年度は、現在通室している児童・生徒が8人おり、さらに入室希望者が増えてきている状況です。

本年度からは、本巢の学び舎内に教育相談員をさらに1名配置したことにより、学校以外の学びの場として、本巢市版フリースクールの役割を果たし、個に応じたよりきめ細やかな指導ができるようになりました。さらに、保護者との懇談や相談もゆっくりできるようになりました。

今後も、「たんぼぼ」と本巢の学び舎を両輪として、一人一人の状況に応じてどちらからアプローチしたらよいかを見極め、その子らしい自立に向けた歩み出しができるよう支援を続けてまいります。

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

ありがとうございました。

各自治体に適応指導教室というものが、どこの自治体にもあるんですけども、本当に、特に本巢市の適応指導教室は役割分担もしっかりしていて、私は学び舎のほうが本当に今、御説明していただいたように、子どもたちがより通いたくなるような魅力がたくさん詰まっていて、本当にどんどんこういったことを発信していきたいというふうに自分でも思っています。

以前できたときに見学会も行っていただけでしたが、やっぱり実際に通うことはないだろうとは思いますが、こういう選択肢があるんだというふうに知っておくだけでも、子どもも保護者も、また今新たに保護者への対応もしてくださっているということで、そういったことがあるんだというふうに知るだけで大分心が違ってくると思いますので、ぜひともまた今年度見学の機会がいただければと思います。

次に、今の御答弁にもございましたが、適応指導教室も含めた本巢市の今後の不登校の児童・生徒への対応はどのようにされるのかお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の今後の不登校児童・生徒への対応についてお答えします。

不登校児童・生徒への支援は、登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。児童・生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直すなどの意味のある時間となっている場合もあります。多様化・複雑化する不登校の児童・生徒の状況を踏まえ、今後の本巢市の対応として、次の3つを強化してまいります。

1点目は学校における対応です。

学校では、児童・生徒が不登校となった要因を的確に把握し、教職員や家庭、教育委員会と情報共有し、組織的、計画的な個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな支援をしていく必要があります。不登校の要因、背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが最重要となります。児童・生徒の状況によって専門家の協力を得ることも必要であるため、今年度教育センターに新たに配置した子ども支援対策監を中核に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの派遣を積極的に行って対応していきます。また、各学校にスペシャルサポートルームを設置するなど、校内教育支援センター機能の整備も進めてまいります。

2点目はオンラインでの支援です。

本人の希望を尊重した上で、オンラインでつないだ会話や授業などを充実させ、学校や仲間とつながる取組、学力向上に向けた取組を充実させてまいります。オンラインをきっかけに学校復帰した事例も多くあり、ネットワーク環境に係る整備を拡充します。

3点目は、本巢の学び舎のさらなる発展です。

本巢の学び舎を本巢市全体のスペシャルサポートルームとして整備し、本巢市版フリースクールとして児童・生徒の才能や能力に応じた支援を行い、学校外での様々な活動の機会も取り入れながら、それぞれの可能性を伸ばせるような体制整備をしていきたいと考えております。

今後不登校を未然に防ぐ魅力ある学校づくりと、学校内外の体制を整備して、不登校児童・生徒自らが心の扉を開いていける安心感のある支援を続けてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

不登校の時間もその子にとっては意味があるということで、初期対応からしっかりとした体制ができていて、本当に安心できる環境だというふうに確認ができました。

少し前の話になりますが、不登校のイベントに参加し、実際に保護者の方々のお話や学校の対応についてお聞きしました。一昔前は子どもが不登校になったときには、何を甘えているんだとばかりに無理にでも子どもを学校に行かせるのが主流だったのに対し、今の世の中は、不登校でもいいんだよ、無理をしなくていいんだよという感じです。私もそう思っています。正確には頭の中ではそう思っています。でも、もし実際に自分の子どもがそうなったら、そんな悠長なことを言っているだろうかという不安はととも残ります。今、本当にそういった不安を払拭してくれるような対応をしてくださるといってお話が聞けて、とてもありがたいなというふうに思いました。

でも実際、最初の本当の1週間、2週間ぐらいは大丈夫だったとしても、もしそれが1か月、2か月と続いたら、不登校ということは、家にいつもその不安定になっている状態の自分の子どもがいるということです。置いていけません。仕事は、自分の予定は、だからどうしても思ってしまうかもしれません、お願いだからできる限り不登校にならないでね。学校に行き渋っている子どもが、もし頑張って学校に行ってくれたならば、わあ、すごいね、頑張ったね、偉いねと、子どもを多分褒めたたえると思います。それは、またその次の日に気持ちよく学校に行ってもらうためです。別にそれが悪いということではなく、こうする保護者はたくさんいるのではないかと考えています。私もやってしまうと思います。そうすると子どもはどうなるかという、これももちろんその子にもよりますが、例えばそんな親を見て、親を喜ばせるために自分の気持ちを押し殺して学校に行く子もいるでしょう。子どもたちは漏れなく親が大好きで、無意識のうちに親の喜ぶことをしてくれます。

では、学校に行けなかった子どもはどう思うのでしょうか。恐らくこう思うのではないのでしょうか。ほかの子はみんな学校に楽しく行っているのに、なぜ自分は学校に行けないんだろう。学校に行け

ない自分は何て悪い子なんだろう、自分は駄目な人間だ。実際に、保護者の親さんからこの話を聞いたときに本当に胸が締めつけられるような思いがしました。教育長も先ほど言ったように、最終目標は子どもたちに幸せを感じて生きてもらうこと、子供たちが社会的に自立することです。学校に行くということは、手段であってゴールではありません。

前置きが長くなりましたが、不登校という立場になったときに、「たんぼぼ」や学び舎だけでなく、今、学び舎は本巢市版フリースクールということをおっしゃってくださって、ああ何かとって行きやすいようないい言葉だなというふうに思いましたが、さらに、もしかしたら民間のフリースクールを選択するということもあるかもしれません。学校から紹介される場合もあります。こういったフリースクールはまだまだ少ないですが、昔に比べれば増えています。いろんな子どもがいます。こちらが合うという子どもは一定数存在しているかもしれません。選ぶ選ばないは別にして、全ての子どもたちにとってそういった選択肢が広がるほうが、それだけで楽だし、とても行きやすいと思います。

しかし、この民間のフリースクールに通うには大きな難関があります。それは、月々の月謝です。大体月に、皆さんどのくらい支払うことになるか御存じでしょうか。私も知りませんでしたが、大体月に四、五万ぐらいとお聞きしています。金額の話で子どもの選択肢を狭めることは親であればしたくありません。しかし、この金額はなかなかのハードルです。普通に義務教育を受けていればかからない費用。子どもたちに、そこでも自分は親に迷惑をかける存在と思わせたり、本来であるなら、フリースクールに行きたいけれど金銭的に行けないという子、それでひきこもりという選択肢を仕方なく選ぶということになってほしくありません。

そこで質問です。民間のフリースクール等に通う子どもたちへの支援のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

民間のフリースクール等に通う子どもたちへの支援についてお答えします。

不登校により、学校の仲間や学習から遠ざかっている児童・生徒が増加していることは、教育の根幹を揺るがすものになっています。ですから、学校に行けなかったことが、未来の人生に大きな課題を残すことなく、社会的自立に向けてやれることがあれば、個に応じていかなる方法も可能であると捉えています。その一つがフリースクールです。

現在、本巢市内の不登校児童・生徒が利用しているフリースクールは2つあります。児童・生徒の在籍する学校では、フリースクールと連携して活動内容を把握し、フリースクールに通った日は出席扱いとしています。家から出られなかった子どもたちが、こうしたフリースクールに通うなどして社会的自立に向けて動き出した場合は、多様な学習機会を確保する点からもそれを応援していきたいと考えています。

ただし、こうしたフリースクールは、NPO法人や学校法人、社団法人をはじめ個人による経営まで、その運営形態は極めて多様です。きっと金額についても同様です。また、児童・生徒への学習指導体制や施設の状況、学校教育との連携の在り方なども様々であります。国の推進するフリースクールの条件等も踏まえて、個に応じて支援していきたいと考えています。

今後の支援につきましては、フリースクールの活用を希望する子どもや家庭と連携を図り、その状況をよく把握し、現在行っている就学援助制度等の在り方を検討してまいります。また、本巢市版フリースクールの役割を果たす本巢の学び舎をより一層整備し、その活用をさらに呼びかけてまいります。

[2番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

本巢市版フリースクールのまたさらなる広がり在今后も期待しています。人数的には決して多くないとは思いますが、やはりそういった子どもたちにも希望を与えられるような、少しでも前向きな気持ちになれるような支援を引き続きよろしく願いいたします。

また、フリースクールは決して不登校の子ども限定の居場所ではありません。最初からフリースクールを選ぶという子ども最近は出てきているそうです。

先日、「森のようちえんは地球を救う～その先の選択肢 フリースクールの果たす役割」という勉強会に参加したのですが、県の職員の方や議員の方も多数出席してみえました。そこで、信州大学医学部附属病院、子どものこころ診療部の本田秀夫先生の言葉が紹介されました。

不登校は大人からは問題の始まりのように見えるが、子ども本人にとっては最終手段だ。本当にはっとする言葉ですが、とても腑に落ちます。お隣の長野県では今、仮ですけれども、フリースクール認証制度というものがつくられようと、本格的に県が動いているそうです。不登校という言葉は、昔は登校拒否でした。その不登校という言葉も今の時代には合わなくなっているように感じます。フリースクールの概念を新しくしていきたいと思っています。

次に、本巢市留守家庭教室について質問します。

本巢市留守家庭教室は、子育て世帯にはなくてはならない存在です。学童保育や放課後児童クラブという名前もありますが、留守家庭教室は仕事等のために保護者が日中いない家庭を対象に、放課後や学校休業日に子どもが安心して過ごせるような場となっています。世の中のニーズに合わせて、最近では様々な学童保育の形もできています。

本巢市の現状と今後について質問いたします。

まずは、本巢市の留守家庭教室の事業内容や職員体制と利用者の現状についてお聞かせください。お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

本巣市留守家庭教室の事業内容や職員体制と利用者の現状についてお答えいたします。

留守家庭教室は、保護者が就労などにより昼間家庭にいないため、家庭での保護を受けられない児童に対し、小学校の授業終了後及び夏休みなどの長期休業期間において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

留守家庭教室の事業内容は、学習、おやつ、外遊び、自由時間を設け、子どもたちに家庭に代わる生活の場を提供しています。

現在、市内に8か所の教室がございまして、全て小学校の敷地内や空き教室を利用して運営しています。

開設時間については、基本、平日は授業終了後から18時まで、夏休み等の長期休業日や振替休業日は、8時から18時までとなっておりますが、令和4年度からは、保護者のニーズに応え、平日の終了時間を30分延長して18時30分までとし、長期休業日などは、開始時間を30分早め7時30分からとし、終了時間を30分延長して18時30分まで受入れをしています。さらに、夏季休業日のみの利用も可能にし、受入れの拡充を図っています。

職員体制につきましては、国の基準に基づき、教室の単位ごとに2名以上の職員を配置しており、令和5年5月時点において76名の職員が子どもたちの保育に当たっており、その職種については、各教室の運営を総括する主任指導員、教諭と保育士等の資格を持つ留守家庭指導員と、岐阜県が主催する子育て支援員研修を終了した留守家庭補助員を配置しております。

利用者の現状につきましては、令和5年5月時点になりますが、全児童数1,668人に対し、留守家庭教室利用者は521人で利用率は31.2%となっております。留守家庭教室別では、根尾が14.8%、外山が32.4%、本巣が28.4%、席田が27.7%、土貴野が26%、一色が38.1%、真桑が36.9%、弾正が26.9%となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

以前よりも保護者の意見も入れながら、受入れも拡充しているということでしたが、使用率は私的にはもう少し多いのかと思っていたのですが、高学年の子はあまり利用しないので、そのせいもあるのかもしれませんが、これからも保護者のニーズなどを聞いていただけたら本当にありがたいなというふうに思います。

以前、委員会でもお聞きしたことがあるのですが、本巣市の留守家庭教室は全て小学校の敷地内にありますが、管轄は学校ではないということでした。今、先生のどのような方が担当かということもお聞きしましたが、留守家庭教室には学校とは別の留守家庭教室専門の先生が担当されています。ということは、留守家庭教室で何か相談事がある場合、その先生に相談するということになり

ますが、万が一その先生のことと相談したいということも、もしかしたらあるかもしれません。利用者が留守家庭教室について相談があるときに、第三者的なものはどこが窓口になりますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

利用者が留守家庭教室について相談があるとき、どこが窓口になるかについてお答えいたします。

利用者が子どものことや留守家庭教室の件で相談や連絡がある場合については、各留守家庭教室の主任指導員が窓口となり対応しています。責任ある者が丁寧に対応することで、利用者の方とのコミュニケーションや情報共有を図り、留守家庭教室が子どもたちにとって安心できる居場所となるように努めるためでございます。ただし、指導者に対する苦情などで直接話せないような案件の相談先は幼児教育課が窓口となっております。

また、留守家庭教室の申込みや利用の取りやめ、就労状況等の変更などの届出に関しては、幼児教育課が窓口となっております。

相談先については以上のとおりでございますが、この情報を利用者の方にしっかりお伝えすることが大切ですので、利用者にお配りしているお便りでの掲載や各教室の利用者の目につきやすい場所に掲示するなどして周知をしていきます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

ありがとうございます。

周知していただけるということで、相談事があったときということではなくて、やっぱりその場所があるというのを知っておくのが本当に大事なことだと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

私も留守家庭教室の管轄が学校教育課ではなくて幼児教育課であるということは知りませんでした。やっぱり、不登校同様、問題が大きくなる前に、相談くらいの軽い段階で第三者に相談できる場があるということはありがたいことだなと思います。

さて、来月は7月、長い長い子どもたちの夏休みが始まります。夏休みといっても子どもだけなので、保護者が日中不在のおうちは放課後留守家庭教室を利用していない生徒も留守家庭教室に別枠で申し込むこととなります。日中学校に行くということで、授業はないものの、朝子どもが起きたら学校に一日行くということで、家庭環境はあまり変わらないような気がします。しかし、ここには大きな違いがあります。それは昼食です。

夏休みは、留守家庭教室では給食はありません。ということは、保護者は毎日お弁当を持参させ

る必要があるということです。働く保護者にとっては大変大きな負担です。冷房はあるものの、暑さによる食中毒なども少し気になります。そもそも、こういった夏休みの留守家庭教室を御利用、放課後もそうなんですけれども、そういった留守家庭教室を御利用の家庭は幼稚園の時代にも預かり保育というものを利用されていた方がほとんどです。では、幼稚園の夏季休業中の昼食はどうなっているかといったら、そこはお盆周辺を除き、何と給食があります。

そこで質問です。

現在、夏季休業中はお弁当を持参していますが、幼稚園の預かり時のように給食を利用できないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

留守家庭教室で夏季休業中に給食を利用できないかについてお答えします。

現在、本巢市の留守家庭教室では、夏季休業中における昼食につきましては、保護者の方に衛生管理等に配慮いただき、お弁当を持参していただくよう御協力をお願いしている状況でございます。

一方で、留守家庭教室は、共働きの保護者などの子どもが集まる施設でありますので、働く保護者から、夏季休業中の毎日のお弁当作りの負担が大きいと給食を提供してほしいとの要望がある実情もございます。

しかしながら、幾つか課題もありまして、学校給食センターの調理業務を民間委託している関係から給食日数が増えることによる契約内容及び契約金額の変更が必要になること。そのほかに、献立の作成、給食配送車をつけるパントリーなど学校施設の使用、留守家庭教室は学校の空き教室以外に体育館やプレハブ教室がありますので、そういった校舎外にある教室への食缶・食器の運搬、食材や牛乳を保管する場所や必要機器をそろえること、新たな衛生管理職員の配置、特にアレルギー除去食への対応が大きな課題であります。また、保護者の皆様に給食費の負担をお願いすることになります。

このように、学校給食を昼食として提供するには多くのクリアすべき課題があることから、今後は保護者のニーズの把握に努めるとともに、そのほか有用な昼食の提供方法も模索しながら、留守家庭教室授業の充実に取り組んでまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

給食を留守家庭教室に入れていただくというのは現段階では課題が大変多いということがよく分かりました。しかし、やはり預かり幼稚園の時代に給食を食べていたということで、何とかならないかなという思いも残ります。

留守家庭教室というものは、例えばそもそも徒歩通学ではなくて保護者の送迎になりますので、夏だけは、例えば真正と糸貫などの南部はまとめて一つの学校に集めてやるとか、コロナの期間中や私たちの世代の土曜日の給食にあったような簡易的な給食を用意していただくとか、宅配弁当を注文できるシステムを導入するとか、もし検討いただけるなら、何か方法を考えていただければという思いもあります。ぜひともよろしく願いいたします。

本巢市の留守家庭教室は基本的には学校の中にしかありませんが、質問冒頭にもお話ししたように、世の中には様々な形が存在します。

先日、岐阜市にある民間の学童を見学させていただきましたが、そちらでは選べるオプションとして様々なサービスを提供されていました。例えば、校区以外の児童はその学校まで送迎があったり、習い事や塾や体験学習が併用されていたり、手作りの夕食が食べられたりといったものでした。もちろんプラスの料金がかかりますが、親から見るとありがたいですし、何よりそこに通う子どもたちが楽しんでいました。楽しいので、低学年だけでなく、やっぱり高学年は学校に行きにくいということで、高学年の子がより多く利用されていました。

ほかのまちでも、例えば学校の中の空き教室では定額の普通の預かりで、敷地内の別の建物には違う業者が入って、先ほどのようなサービスを提供しているところもあるそうです。

そこで質問です。

本巢市の留守家庭教室に民間の学童保育や指定管理者制度等のお考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

民間の学童保育や指定管理者制度等の考えについてお答えします。

現在、本市の留守家庭教室については公設公営で運営しており、学習や自由時間などを設け、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な生活指導を行っております。また、令和4年度からは利用者のニーズを踏まえ、開設時間を延長するなど事業の充実を図っております。

本市の留守家庭教室において民間を活用することについては、事業実績のある民間事業者に委託することにより、保育の枠を超え教室ごとの特色を生かしたイベントの実施などによる質の向上、安定的な人材の確保、職員の雇用管理における事務の効率化を図ることができると考えられます。一方で、民間に委託するという事は経費も増えますので、利用者の負担も増えることが考えられます。

いずれにしても、民間委託におけるメリット、デメリットをよく精査し、併せて実際に利用されている保護者のニーズの把握や各教室の受入れ体制の整備、学校関係者との協議など、一つ一つを慎重に進めながら、民間へのアウトソーシングも選択肢の一つとして検討してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

予算のことは当然あることだとは思いますが、金額がアップしてもそういったところに預けたいという御家庭もあるかとも思います。いま一度アンケート等を取っていただき、夏の給食も含め、もしそういった家庭が多ければ、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、こども家庭庁でもこどもの居場所づくり支援ということで、放課後児童クラブに予算が組まれています。来年度に向けて、そういったものも活用できないかも注視していきたいなと思います。

では、最後の質問に入ります。

若い労働力の県外流出が深刻で、これも今枝議員の質問にもございましたが、特に県外に進学した若者が就職で地元に戻らない実態が県の調査で明らかになっています。

昨年度の調査では、県内の高校を卒業して県外へ進学する若者は約8割、そして、岐阜県の話ですが、県外に進学した県出身者が戻って就職するUターン率は33%と新聞に掲載されていました。これは県の調査の一部ですが、本巣市では本巣市の若者が高校卒業後、市外に転出する数は調査していますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

高校卒業後の市外への転出状況につきましては、住民基本台帳法第24条の規定により、転出する方はあらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定日を市町村長に届け出なければならないと定められております。中には、引っ越しをされても住民票を移されない方も見受けられますので、詳細な状況につきまして把握することが困難でございます。

そうしたことから、出生、死亡、婚姻や離婚などの人口動態事象を把握するため、岐阜県人口動態統計調査にて若者の転出状況等を把握しております。

2022年の岐阜県人口動態統計調査における主な移動理由で見た世代別日本人の社会動態によりますと、学業を理由に移動された方は10代から20代で、職業上の理由で20代で転出超過となっており、高校卒業後、市外の学校へ通うため転出された方や、職を求めて転出された方が数多くいるといった統計が示されており、市といたしましては、こうした統計情報に基づき、人口動態等における現状を把握しているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

ありがとうございました。

4月の市議会議員有志の市政報告会において、市民の皆様からとても反応があったように感じました。出生数の少なさに、皆さん、そこに住む一人の一市民として危機感を持たれた方もいらっしゃると思います。やはり数字できちんと現状を見ていくのは大事だなということを改めて感じました。

今、部長がおっしゃられた動態調査というものも私も先日見せていただき、見せていただいた資料が本当に分かりやすく、その調査によりますと、本巢市は2013年以降転出超過となっており、住宅事情を主な理由として転入超過が続いておりましたが、2013年よりは職業上、結婚等を理由に転出超過が続いています。職業や結婚を理由に転出するのは20代や30代です。今枝議員や吉村議員が質問されたように、奨学金返還支援はまさにその転出を考え直してもらうきっかけになる事業だと思います。そして私は、奨学金返還支援事業は若者の経済的支援かつ移住定住を促すだけでなく、今、本巢市に住んでいる子育て世帯の将来の定住を促す子ども・若者支援の一つの材料になると考えています。

動態調査によると、10年前より減ってはいるものの本巢市に転入する方々の多くは、何を理由に転入してくるかといったらば、住宅事情を理由にしているとはっきり調査結果に出ているからです。やっぱり本巢市の人口を増やすには、本巢市の苦手を克服するということは大切ではありますが、得意をもっと伸ばしていくということが重要だとも考えます。住宅事情を理由に転入されるのは、未来の子育て世帯と小さな子どもの子育て世帯が最も多いです。その方たちにどうPRするか。

私自身は県外の大学に進学し、4年間は他県に住んでいました。その県の大学生の多くは東京に就職し、私のように地元に戻るという人は、当時でも少数派でした。若者たちは、大学は他県に進学したけれど就職は地元でしょうと、そういう選択をいつしているのでしょうか。大学に進学してからでしょうか。

私もそうだったのですが、就職で地元に戻ると決めているという人は、もう最初から決めている人が多いのではないかと考えています。ちょっと外に出ていても、例えば将来的には自分が育ったまちで子育てをしたいというこの感覚、地元への愛着はもっと小さい頃から徐々に形成されていくものではないでしょうか。そこに影響を及ぼすものはいろいろあるかと思いますが、やっぱり大きな影響を及ぼすのが親です。自分の親が、家族がここに住むことに満足して、ここはいいところやなと暮らしているのと、本巢はいいところやであんたここで子育てしやあぐらいの、ちょっと手伝ってあげるからぐらいの感じで生活しているのと、ここは本当にいかん、もうどこへでも行っていい、いい意味ではなくて、というふうに住んでいるのは全然違うと思います。

国や県で様々な子ども・若者支援がありますが、ここはやっぱり本巢市だからこそその支援をもっと強く出させていただきたいところです。奨学金返還支援は近隣ではまだどこもやっていません。奨学金返還支援も含めた本巢市独自の異次元の子ども・若者支援はお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

久富副市長。

○副市長（久富和浩君）

それでは、お答えをさせていただきます。

奨学金の返済に対する市としての施策につきましては、先ほど今枝議員と吉村議員の御質問におきまして答弁をさせていただきましたとおり、国や他自治体の取組状況を踏まえ検討してまいります。

議員御質問のこうした支援を含めた市独自の異次元の子ども・若者育成支援につきましては、本年3月31日に開催されましたこども政策の強化に関する関係府省会議におきまして「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」が取りまとめられ、子育て政策の目指す社会像と基本理念、今後の具体策が公表されております。

内容につきましては、こども・子育て政策の目指すべき社会像と基本理念といたしまして、1. 若い世代の所得を増やす、2. 社会全体の構造、意識を変える、3. 全ての子育て世帯を切れ目なく支援するといった3つの基本理念に基づき、子育て支援制度全体を見直し、全ての子ども・子育て世帯について親の働き方やライフスタイル、子どもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供される総合的な制度体系の構築に向けた取組を加速化させるとされております。

また、今後3年間で集中取組期間とした、こども・子育て支援加速化プランに取り組むこととしており、優先的に取り組む事項として、全ての子どもの育ちを支える経済的支援の基盤を強化する、子育て支援については量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す、子どものライフステージを俯瞰しつつ全年齢層への切れ目のない支援を実現する、社会的養護や障がい児支援など、多様な支援ニーズについては、支援基盤の拡充を中心に速やかに取り組む、共働き・共育てを推進するため、中小企業への支援を大幅に強化しつつ、特に男性の育休の推進に向けて取組を加速化させる、社会全体で子ども・子育てを支援していくための意識改革を推進するとし、具体的には児童手当の拡充や高等教育費の負担軽減、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充、社会的養護・ヤングケアラー等支援の施策等が示されております。

なお、本試案につきましては、本年6月の骨太の方針2023までに大枠を提示することとされており、こうした国の動きを注視しながら、こども・子育て支援加速化プランの各施策に対する上乘せや補完することを目的とした市独自の次元の異なる少子化対策の実現に向けて、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査する組織として既に設置されております学識経験者や子どもの保護者等で組織される子ども・子育て会議を中心とした各課横断的な取組によって、未来への投資として市独自の子ども・子育て政策の強化につきまして検討してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

市独自の子ども・子育て政策を強化していただく方向へ検討していただけるということで、ぜひ国の動きよりも早めに動いてくださることを期待しています。

本巢市では、今年度から18歳までの医療費無償化、また昨年に引き続き本年度も6月までの給食費の無償化など、様々な子育て支援が既に行われています。これらがそろっていて、さらに住みやすく、生活しやすく、教育が手厚い町というのは近隣にはありません。子ども・子育て会議を中心に検討されるということですが、ぜひとも教育委員会や健康福祉部を超えて、全部署で考えていただき、20周年の式典やイベント等を機に、市民の方を含めた全ての方に、企業誘致も頑張っていることも含めて分かりやすいようにPRできるように、今から皆様でしっかり準備をしていただき、絶対にこの機を逃さないように、市と市民がお互いに前のめりぐらいの勢いで一丸となって、本巢市をさらに自分たちにとってよりよいまちにするために動いていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ありがとうございました。退席してください。

〔「議長、1分か2分、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

ちょっと申し訳ありませんが、5分休憩します。

暫時休憩をします。

午後3時36分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開いたします。

続きまして、議席番号4番 飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、本市の障害者総合支援法に基づく障がい者施策についてちょっとお伺いしたいと思っております。

といいますのは、私はちょうど40年前、高校2年生のときに献血をしまして、そのときにB型肝炎のキャリアというのが分かりました。あれ、何で僕がこんな、僕は何も悪いことしていないのにという思いがあって、それからB型肝炎キャリアというのは非常に病状が進むと肝硬変、肝がんになるということも分かって、いろいろ調べてそういうことを人に言うのは何だかなという思いもあり、自分の中で何とか解釈し、今日まで生きてきました。あとそれから、何とか社会に貢献できることはないかと思ひまして、二十歳前後のときに点字の講習に行って点字を覚えました。それで盲人の

方に、そのときの覚えでは、学習するのに参考書や教科書がなかなかない、そういうのに何か貢献できないかという思いで、障がい者に対して、自分自身で社会に対しての貢献はできないものかと思っていました。

それからあと、私がある家庭のことで、障がい者のお子さんを持って、療育からずっと育て上げて、でも30歳前後でお子さんが亡くなりました。また、ある家庭では、障がい者の子どもを持ち、厚労省に折衝し、成人した子どものためのグループホームを設置した、もう40年も前ですかね、そういう事例を見聞きして、障がい者というのは、要するに自分とは全く関係ないところであるんじゃないかと、自分事と捉えて、常に社会としてどうやって対応していけばいいかという思いがございました。

また、最近では、私は日常母を介護しておりますが、もう都合8年になります。介護度3のときはいろいろ世話をしやっておりました。でも、2年前から介護度5になりまして、もうほとんど家では寝たきり状態です。車椅子状態で毎日デイサービスに通わせております。こういう状況で、やっぱり障がい者というのは自分とは関係ないところであるのではなく、常に隣り合わせで、そういう社会をどうやってうまく運営していくかということ是非常に大事だなという思いがあります。ましてや現状、障がい者に対する施策は本当に全部障がい者のためになっているんだらうかという思いもありまして、この障害者総合支援法に基づく本市の状況をお尋ねしたいと思って、この問題に関わった次第です。

また、議員になる前は、盲人の方のためになる盲導犬のパピーとって、子犬を預かるものに携わって、ちょっと1年は預かることができなかつたんですけど、やっぱりそういう形で自分ができることは何かということを常に考えて、障がい者に対しての施策をもっともっと手厚く何かできないかという思いがございます。

その中でもやっぱり今、障がい者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と年々増えております。その中でも、要するに認知症になって介護度5になりますと精神障がいという形になるんですよね。これは私は知らなかったことですが、やっぱり頭の、要するに脳の機能が全然はつきりできないということでこういう診断になるんだなという思いもありまして、やはりこういうことは皆さんに知ってもらいたいという思いもあります。

また、今国会では認知症基本法というのが今出されて、多分成立すると思うんですけど、やっぱりこの高齢化社会において、認知症というのは非常に皆さんにとっては重要な問題だと思っております。それを身近に感じていただいて、それが差別、偏見等がなくなり、誰もがそういう人も包括しながら社会を進めていくことは大事だと思っております。

そのような状況において、まず1つ目の質問を伺いたいと思います。

まず、本市において障がい者数の内訳、また特別な施策はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

障がいの種類は、大きく身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいに分けられており、それぞれ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得の対象となります。

中には、身体障がいと知的障がいや、知的障がいと精神障がいなどの重複障がい者も複数人おられますので、本市の障害者手帳所持者は延べ人数となりますが、その内訳につきましては、令和5年3月末現在、身体障害者手帳の所持者は1,298人、療育手帳の所持者数は386人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は309人で、合計1,993人の手帳所持者となっている状況でございます。その中でも、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向となっております。

次に、特別な施策でございますが、本市では、平成16年2月の町村合併時より、全国的にも他の市町村に例はない、地域で生活する障がい者（児）やその家族の日常生活を支援し、社会参加を図るための相談支援機関といたしまして、市直営の本巢市障害者生活支援センター「えがお」を条例により設置しており、現在は障害者総合支援法第77条の2に位置づけられた基幹相談支援センターを兼ねることで、社会福祉士などの専門職員が障がい者やその家族の最初の相談支援窓口といたしまして、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を持つ機関となっており、身体、知的、精神の3障がいに対応した総合相談や民間の相談支援事業者への指導、人材育成などを行うことで、地域での総合的かつ専門的な相談支援の支援体制の確保に努めているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

やっぱり障がい者というのは、本市に限っては微増ですけども、全体的にはやっぱり増えていきます。先天的に、要するに生まれたときの障がい者というのは大体3%ぐらいと言われております。今、現在で7.4%、およそ900万人ぐらいが障がい者と言われております。そうすると、1億2,000万人の900万人、結構な数字になりますよね。やっぱりそのように増加しているというのを勘案しますと、やっぱりこれから高齢化社会、認知症が増えてくると、そういう割合が増えてくると思っております。

このような状況と、あと生産年齢人口は15歳からですけど、二十歳前後から65歳、要するに介護保険に入るまでの要するに就労している方の施策、在宅であったりグループホームであったり、そういうものもやっぱり今受給ギャップというか、そういうものがしっかり市としてあるのかという思いもありまして、大きな市ではしっかりサポートできる体制があるとは伺っておりますが、なかなか自分の手元に置いておきたい、やっぱり障がい者、自分の子どもですから大人になってもかわいしいという思いがあって、そういう御家庭が多うございます。

しかし、やっぱり障がい者のほうでも自立して自分で働いて、就労支援のAやBといういろんな形がございまして、そういう方たちのためにも、やっぱりもっといい施策はないかなという思いも

ございまして、2番目の障がい者施策の課題というのはどのようにお考えですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、障がい者施策の課題につきましてお答えをさせていただきます。

障害者基本法の理念にございます、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に当たりましては、障がい者が地域社会で生活することができ、社会参加が容易になることなどが求められており、また障害者総合支援法では、障がい者支援施設や病院に入所、入院している障がい者を地域社会での生活に移行する地域移行支援の拡充が明記されているところでございます。

本市におきましては、第6期本巢市障がい福祉計画の中で、地域移行支援の目標といたしまして、福祉施設入所者のうち、地域生活へ移行する人数を目標3人と掲げておりましたが、現時点では、令和元年度末から移行した人数はゼロ人という結果であることから、この地域移行支援が障がい者施策の重要な課題の一つであると認識をしているところでございます。

なお、国は障がい者の親亡き後を見据え、障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を進めておりますが、一部の市町村における整備に留まっており、本市における地域生活を支援する拠点数の問題や障がい者が重度化、高齢化する中、グループホームなどにおける重度障がい者の受入れ体制が整っていないことなどが、地域移行が円滑に進まない理由の一つであると考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

やっぱり数字としてゼロ人から増えていないというのが現状だと思っております。私がお聞きするところでは、やっぱり大きな市、岐阜市とか大垣市とか、そういう市に子どもをグループホーム等に預けて、それでもう一度週末は帰ってくる、そんな形をお聞きしております。要するに8050問題じゃないですけど、年金があってお父さんは元気というときはよろしいかと思えますけど、やはり親が介護状態になったり亡くなったりという、そういう状況になっての障がい者の方の支援というのは非常に大事だと思っております。そのためには、やっぱり本市においてもそういう方々に対してしっかりとしたサポートをしていただけたらという思いもありまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、地方公共団体における内部統制制度についてでございます。

なぜこの内部統制制度を質問しようと思った経緯でございますが、最近私の耳のほうに行政に対する苦情が多々ございまして、ちょっと大丈夫かなという思いもありまして、財政のことに関して

は、ただ数字を見れば分かることなんですけど、内部統制も私もいろいろ調べまして、いろんな状況がございます。

要するに、この第31次地方制度調査会の答申においては、人口減少が進み、資源が限られていることに加え、地方公共団体の事務の複雑化、多様化というのが、行革の進展によって行政サービス等提供体制が非常に経費で最大化しております。そのような状況の中で、地方公共団体の事務の適正性の確保、また行政に応えるための首長さん、また監査委員等、議会、住民が役割分担の方向性をしっかり共有して、またそれぞれの有する強みを生かした事務の適正性を確保するということを述べております。

そのような状況において、地方公共団体はしっかりバランスを効かせて、地方公共団体による事務を適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることが非常に重要かと思われております。そのようなことで、まずこの内部統制制度、一般的に財務以外のことになるんですけど、これは基本的に地方都市や都道府県は義務になるんですけど、本市などの小さな市町村等は努力義務になっております。そんな中でも、羽島や安八町というところでは独自の内部統制の制度をしっかりと考えてやっておられます。そのような状況であるので、ぜひとも本市においても、そういうしっかりとした内部統制制度をやってもらいたいという思いがございます。

それで、1つ目の質問に入らせていただきます。

本市において内部統制制度はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

本市の内部統制制度の有無につきまして、お答えをさせていただきます。

内部統制につきましては、基本的に、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応の6つの基本的要素から構成されるものであり、処理ミスや不正といった事務上のリスクが発生しないための対応策を整備、運用する仕組みで、法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行を組織的に徹底することで、行政サービスに対する信頼関係を図るものでございます。

この内部統制制度は、平成29年の地方自治法改正により、議員御指摘のとおり、都道府県及び指定都市におきましては、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務づけられておりますが、その他の市町村は努力義務となっており、適正な執行を行うため、関係規則等による事務処理を既に行っていることから、現在本巣市では内部統制は導入をしていないというのが現状でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

今現在は、内部統制制度は導入されていないそうですね。

といいますのは、要するに、今先ほど予算化されたデジタル田園都市構想の中で、多分業務を今、いろいろ窓口業務に携わるものを全部デジタル化していこうというチャンスだと思っているんです。といいますのは、業務をしっかりと精査して、どういう業務フローをつくって、どういうものが窓口業務に適切か、この業務は人が介在しなくちゃならないと、常にチェックして流れをして、プログラミングして、あとRPAですけど、ロボティック・プロセス・オートメーションとって、何でも全部自動的に作業できるような事務処理をしていくには非常に大事なものがございます。

ぜひともこういう機会に業務をしっかりと見直して、業務フローを確実にし、その仕事をする事によってリスクを評価し、それをマネジメントすることがやっぱり内部統制には非常に重要かと思っております。これは要するに法令をやっぱり知っていかなくてはならない業務等々いろいろございますので、ぜひともこういうものを導入していただいて、誰がやっても同サービスの行政サービスができるということをしっかり担保をしていただくと、より行政の信頼性が確保されると思っております。

次に、第2として、内部統制制度を導入する予定はございますか。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、内部統制制度の導入、整備の予定につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、内部統制制度の導入、整備につきましては努力義務となっているところでございますが、具体的な内容は各地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえ検討することとされており、事務の適正な執行を確保するため、今後、近隣や先進自治体を参考に、制度導入について研究し、本市の規模に合った制度を検討する必要があると考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

検討すると言っていたら本当にありがたいと、あと、要するにもう一つ、首長さんの権限が及ばない選挙管理委員会とか教育委員会、あと外部組織の上下水道等々、そちらのほうもぜひ検討していただけたらという思いがございまして。この辺はいかがですか。再質問です。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長、答弁をお願いします。

○総務部長（村澤 勲君）

それらの実施機関の市長局とは異なるところについても、連携を関わりながら調整検討を考えていきたいと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

次に、3つ目の公文書管理でございます。

なぜこの経緯、公文書管理についてかといいますと、先ほど最高検察庁が昔の神戸殺傷事件の文書を全部廃棄したということがございました。こんなすごい権力者のところの文書を廃棄するなんて、一素人と、民間人として、とても考えられないですね。あんな重要な案件を文書を廃棄するなんて、本当に歴史的に初めてじゃないかなと思うぐらい恥ずかしい日本の検察だなという思いもございまして、こんなことをやっておってはいけないだろうという、でもやっぱりしっかり謝罪していただいたということは、それは大事だし、そういうことをしっかり謝罪することによって信頼性が担保できるなという思いもございました。ぜひともやっぱりそういうこと、悪いことは悪い、謝罪で、日本は取りあえずそれで済むと僕は思っていますので、訴訟に関わればなかなか難しいかと思いますが、やっぱりそういうことがあるものですから、ぜひとも行政における公文書の在り方というものをいま一度認識し、どのように考えておられるかという思いもありまして、この公文書管理についてお尋ねいたします。

まず、本市の公文書管理の現状はどのようになっていますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

本市の公文書管理の現状につきまして、お答えをいたします。

本市では、本巢市公文書規定に基づき管理を行っております。具体的には、年度ごとに保存場所、保存期間等を明らかなとする文書分類表を、文書取扱い責任者を中心に各課で作成し、総務課長に報告することとなっており、その文書分類表に従って、保存年限が過ぎた公文書は廃棄されます。保存期間の区分は、永年、10年、5年、3年及び1年とされ、文書の区分ごとに公文書規定で定められている基準により設定することとなっております。

毎年、各課で作業を行い、公文書規定に基づき、各課で保存、廃棄を判断し、管理運営をしている状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

適切に管理されていると思っっているんですけど、非常に文書は膨大になりますよね。これから今度また新庁舎に移りまして、公文書管理をしなくちゃいけない。この辺で、多分デジタル化という思いもあって減っていくのかな、文書は文書ですから減らないのかなという思いもあります。そんな感じで、要するに行政手続き等全てが多分公文書だと思います。

その中でも次に、歴史的公文書というものがございまして、国においての、内閣府においては阪神・淡路大震災であったこととか大腸菌O157ですね、あれの案件とか等々ございます。そういったものを歴史的公文書と位置づけておりますが、本市においては、多分庁舎を移転する際にどのような経緯でやったということも何か私的には歴史的公文書になるのかなという思いもあるし、また船来山古墳が国指定になったというのも歴史的公文書になるのかなという思いもございます。

なぜこういうことを言うかといいますと、やっぱり首長さんの恣意的な配慮で歴史的公文書とかになってはいけないものですから、ぜひともそういうところは第三者的なもので識見のある方に歴史公的文書だよということで、改めて保存期間が切れても、再度点検して残すものは残す、残さないものは残さないという形でやっていくのが非常に大事かなと思っております。

続きまして、第2の歴史的公文書について、どのようなものかちょっとお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、歴史的な公文書管理につきましてお答えをさせていただきます。

歴史公文書とは、内閣府によりますと、行政機関が職務のため作成・取得した文書で、業務における使用が終わったもののうち、後世に残すべき歴史的価値が認められる文書を指すとされております。

また、どのような文書が後世に残すべき歴史的価値を有するかについては、一律に客観的な基準に当てはめることは難しく、各自治体において個別具体的に判断されるべきものとされております。

管理・運用方法としては、保存年限が過ぎた文書が公文書館等に移管され、永年保存されるということになっております。

しかし、地方公共団体においては、歴史公文書を選別して管理・運用することは必須ではなく、本市では本築市公文書規定において、歴史公文書についての規定は設けておりません。ただし、公文書規定に定める基準により、永年保存とされている文書につきましては、実態としては歴史公文書の取扱いとなっているものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

再質問として、今、総務部長のお立場から、本巢市にある歴史的公文書はないとお考えなのか、もしあるならお答えをお願いしたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について総務部長に答えを求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁において、この歴史公文書が一律に判断することはなかなかできないというところでございますけれども、本市の公文書規定の中にも、永年保存するものの例といたしまして、例えばですけれども、市の沿革に関する文書で特に重要なものとありますとか、あと議会に関するもので特に重要なもの、あと財産取得に関するもので特に重要なもの、こういったものは今現在も永年保存ということになっておることから、こういった歴史公文書に当たるのではないかなというふうには考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

承知しました。

あと、僕は要するに今のコロナ禍における施策等々の行政の行った施策文書等は歴史的文書になるんじゃないかなという思いもございます。というのは、やっぱりこういう想定外の事態がこのコロナ禍に起きたものですから、そういうことも、どのような経緯でどのような対応をしていったのか、どのような形で出口戦略等々をやっていたのかということも非常に重要かと思っております。

やはりこういうことを常にチェックしながら、いま一度、歴史的公文書は何ぞやというものをぜひ行政の方も理解していただいて、ぜひとも残していただきたいという思いもございます。といいますのも、私の大先祖で、要するに昔は水で葬儀がありました。それが今は旧糸貫町史の中で御先祖さんの名前が出ているなという思いがあって、なかなか昔のお代官さんに頼むにもいろんな一筆書いて等々があるんだなという思いがありましたので、やっぱりそういう政治的状況というものが手に取って分かるんですね。やっぱりそういう文書を残すことによって、ああ、あのときはこういうことがあってこういう経緯で解決していったんだということを十分理解できるものですから、ぜひとも今、本市においても来年市制20年ですよね。それに向けて、こういう経緯で一つにまとまって、また新しい21年が始まる、そういうものをぜひとも後世につなげていきたいという思いもございまして、いま一度歴史公文書もしっかり選別してやっていただけたらなという思いもございまして、私の質問を終わらせていただきます。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月13日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

なお、明日朝、私大西、よんどころない所業がありまして、1時間か1時間半ちょっと遅れますので、その間、高田副議長に議長職をお願いいたしますので、御了解をお願いします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時13分 散会